

**東温市障がい者基本計画
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画**

令和3（2021）年3月

～ 目 次 ～

第1部 序論	1
第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の対象	2
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	4
第2章 障がい者を取り巻く現状	5
1 人口の動き	5
2 障がいのある人の状況	6
第3章 本市の現状分析と課題	14
1 前期計画の取組内容からみる課題	14
2 アンケート調査結果から読み取れる課題	20
3 ヒアリング調査結果から読み取れる課題	24
 第2部 障がい者基本計画	 28
第1章 計画の基本的な考え方	28
1 基本理念	28
2 基本目標	28
3 施策の体系	30
第2章 施策の展開	31
【基本目標1】障がいへの理解促進	31
【基本目標2】地域における生活支援	34
【基本目標3】健康づくりへの支援	38
【基本目標4】自立と社会参加の促進	41
【基本目標5】療育・保育・教育の充実	43
【基本目標6】誰もが暮らしやすいまちづくりの推進	47
 第3部 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画	 51
第1章 前期計画の進捗と評価	51
1 成果目標の進捗状況	51
2 第5期障がい福祉計画の進捗状況	54
3 第1期障がい児福祉計画の進捗状況	59
第2章 成果目標の設定	60
1 基本指針の見直しについて	60
2 成果目標の設定	64
3 その他の活動指標	74

第3章 第6期障がい福祉計画	75
1 障害福祉サービスの見込量	75
2 地域生活支援事業の見込量	78
第4章 第2期障がい児福祉計画	80
1 障がい児福祉サービスの見込量	80
 第4部 計画の推進に当たって	 82
1 計画の周知	82
2 庁内推進体制の充実	82
3 計画の進行管理	82
4 地域自立支援協議会との連携	83
 資料編	 84
1 策定経過	84
2 東温市障害者基本計画等策定委員会規則	85
3 東温市障がい者基本計画等策定委員会委員名簿	86
4 用語解説	87

第1部 序論

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成30（2018）年3月に「障害者基本法」の規定に基づく「障害者基本計画（第4次）」（以下「第4次計画」といいます。）を閣議決定し、今後5年間における障がい者福祉の取組の方向性が示されました。「第4次計画」では、その基本理念として、地域共生社会の実現をはじめ、自らの意思決定に基づく様々な社会活動への参加や自らの能力を最大限発揮し自己実現を図るための支援、そのための社会的障壁の除去を定め、障がい者支援施策等の総合的かつ計画的な推進を図っています。

この「第4次計画」は、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催決定、「障害者権利条約」の批准、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行等、障がい者施策に大きく影響を与える動向を踏まえて策定されています。

また、平成28（2016）年5月に改正された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）」が平成30（2018）年4月から施行され、介護保険サービスの利用者負担軽減や共生型サービスの創設などが進められることとなりました。

一方、愛媛県においては令和元（2019）年度に、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度を計画期間とする「第5次 愛媛県障がい者計画」が策定されました。この計画では、「障がい者自身の決定と選択による地域生活の支援」「障がい者の差別の解消と心のバリアフリー（多様な人が社会に参加する上での障壁を取り除くこと）の推進」「バリアフリー化の推進と情報アクセシビリティ（情報の利用しやすさ）の向上」「分野横断的な障がい者施策の推進」の4つを基本方針として掲げ、「共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。

本市では、平成27（2015）年3月に「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく「東温市障がい者基本計画」（以下「前期計画」といいます。）を策定し、その基本理念を「自立と共生のまちづくりをめざして ～すべての人が生き生きと安心して自分らしく暮らせるまち～」と定め、障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進しています。

平成30（2018）年3月には、「障害者総合支援法」第88条及び「児童福祉法」第33条の20の規定に基づく「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）」を策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保や地域生活支援に係る施策を計画的に推進してきました。

これらの計画は、対象期間が令和2（2020）年度までとなっていることから、計画期間の満了に伴い、新たな国の制度や指針に基づく「東温市障がい者基本計画 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画」（以下「本計画」といいます。）を策定します。

2 計画の対象

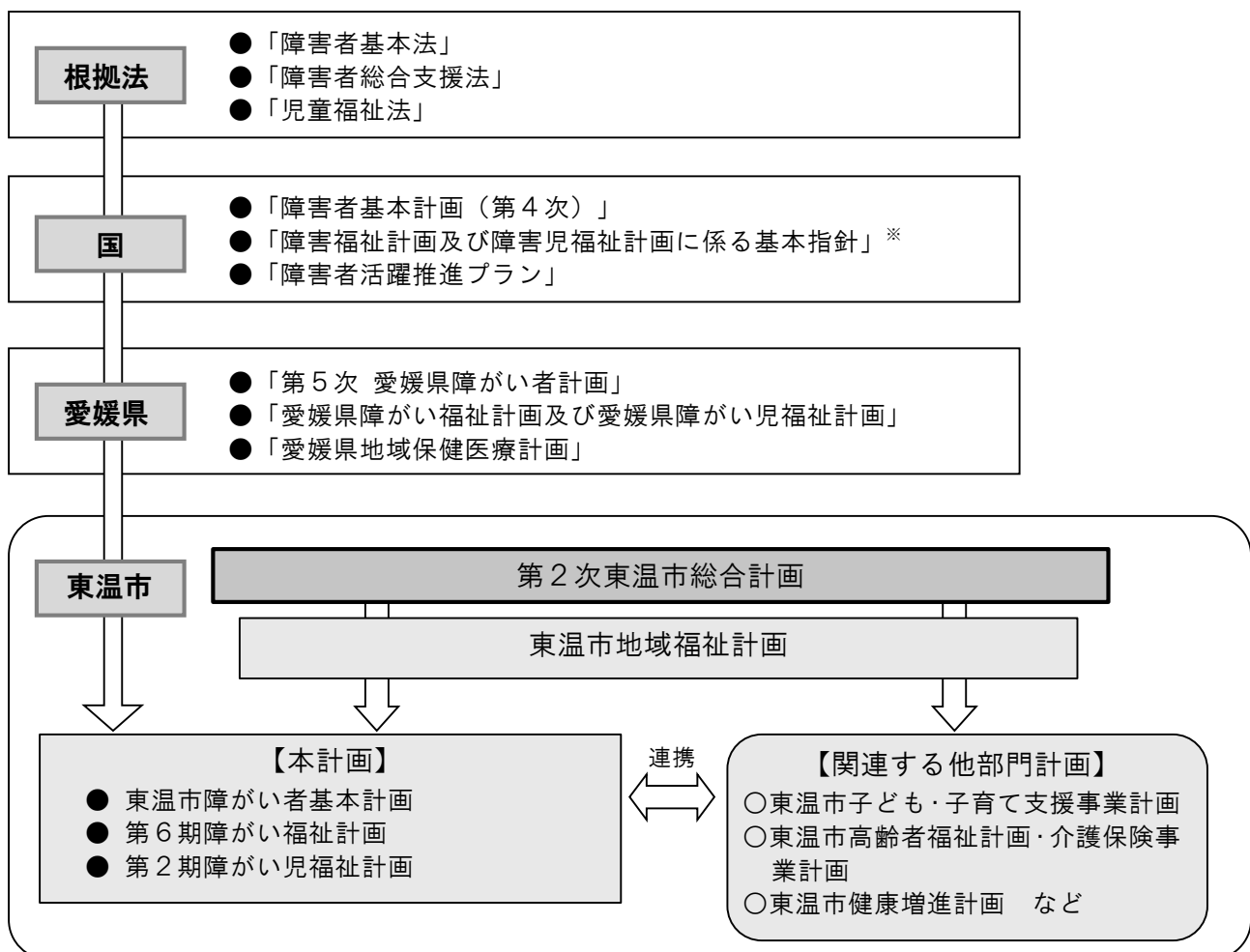
本計画における「障がいのある人」「障がい者（児）」の概念は、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

3 計画の位置付け

（１）他計画等との整合

本計画は、国や県の計画を踏まえ、本市の最上位計画である「第2次東温市総合計画」をはじめ、「東温市地域福祉計画」「東温市子ども・子育て支援事業計画」「東温市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「東温市健康増進計画」等、関連する他部門計画との整合にも配慮するものです。

【計画の位置付け】

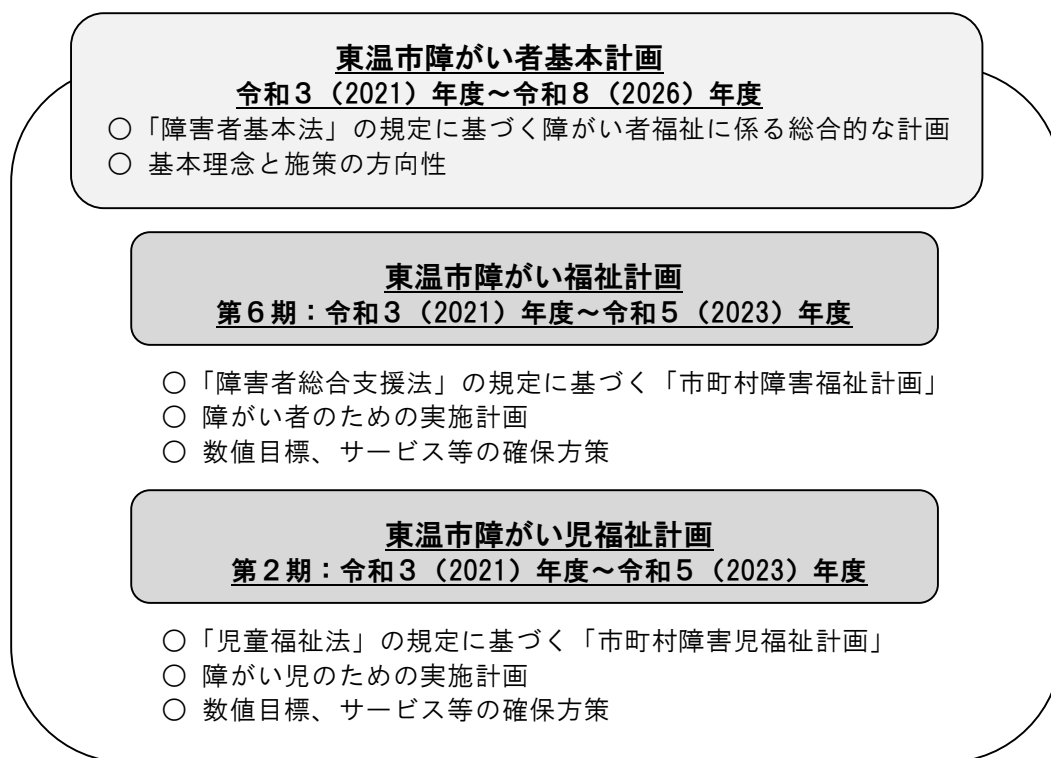


※「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（最終改正 令和2年厚生労働省告示第213号）」

（２）基本計画と福祉計画の関連

「障がい者基本計画」は、障がい者の生活全般にわたる支援を行うための施策を定める総合的な計画です。一方「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の具体的なサービス見込量などを定める計画です。

【障がい者基本計画と第６期障がい福祉計画及び第２期障がい児福祉計画の関連イメージ】



４ 計画の期間

「東温市障がい者基本計画」の計画の期間は、令和３（２０２１）年度から令和８（２０２６）年度までの６年間、「第６期障がい福祉計画」及び「第２期障がい児福祉計画」は、令和３（２０２１）年度から令和５（２０２３）年度までの３年間です。

	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
東温市障がい者基本計画	前期計画			本計画					
障がい福祉計画	第５期計画			第６期計画（本計画）			第７期計画		
障がい児福祉計画	第１期計画			第２期計画（本計画）			第３期計画		

5 計画の策定体制

(1) 策定委員会における協議及び市民意見の反映

本計画の策定に当たっては、学識経験者をはじめ、各種団体や組織の関係者などで構成される「東温市障がい者基本計画等策定委員会」において、専門的な立場から計画の原案を審議し、その提言を計画に反映しました。また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く市民から意見を募りました。

(2) 市民アンケート調査の実施

障がい者のニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、市内の障がい者手帳所持者及び障害福祉サービス利用者等に対し、郵送での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。

調査対象	○市内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び障害福祉サービス等利用者
調査期間	令和2(2020)年7月
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
配布数	1,654 票
有効回収数	855 票
有効回収率	51.7%

(3) 関係団体等ヒアリング調査の実施

サービス提供事業所及び市内の障がい者関係団体を対象に、現状やニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、ヒアリングシートによる調査を実施しました。

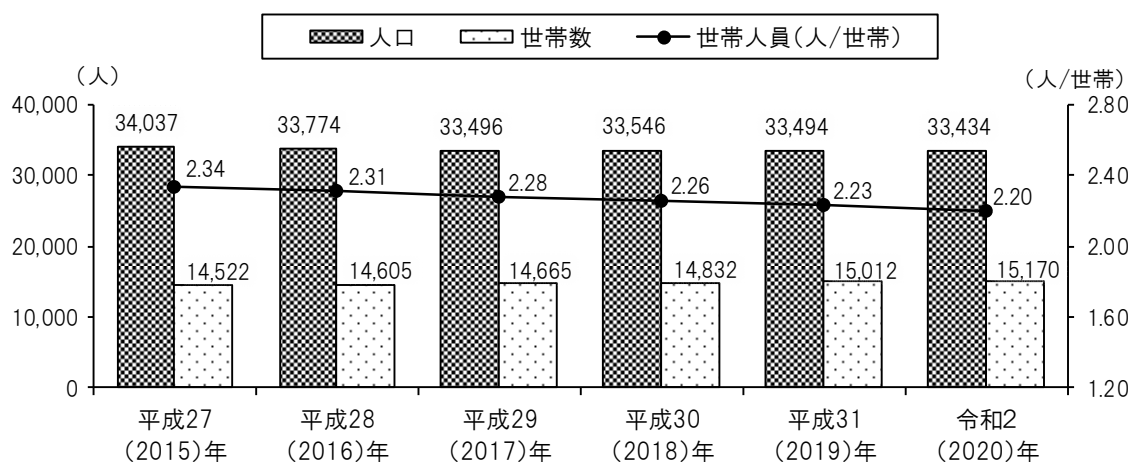
調査対象	○サービス提供事業所及び市内の障がい者関係団体
調査期間	令和2(2020)年8月
調査方法	郵送又は電子メールによる調査票の配布・回収
配布数	27 事業所、8団体
有効回収数	24 事業所、7団体
有効回収率	事業所 88.9%、団体 87.5%

第2章 障がい者を取り巻く現状

1 人口の動き

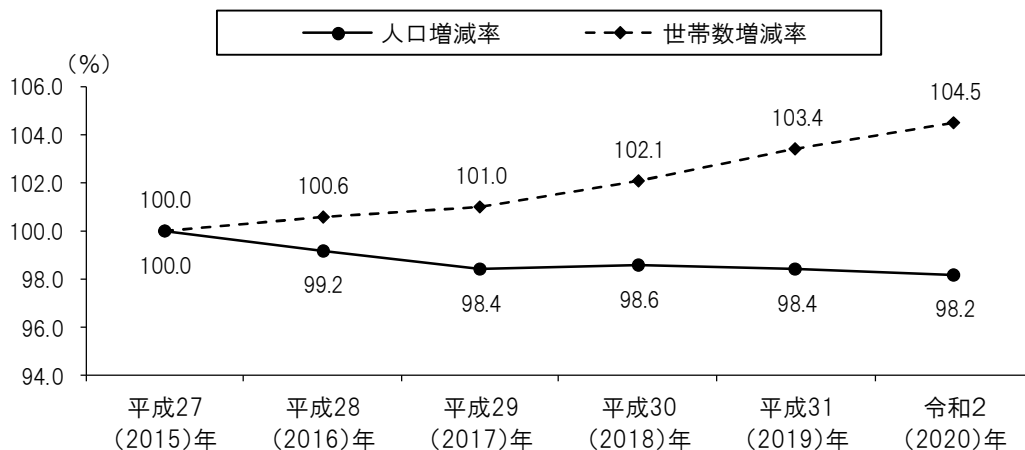
本市の人口は、緩やかな減少で推移しており、令和2（2020）年4月1日現在 33,434 人（平成 27（2015）年を 100.0 とした場合 98.2）となっています。一方、世帯数は増加で推移しており、1 世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成 27（2015）年の 2.34 人に対し令和 2（2020）年は 2.20 人で、緩やかに小家族化が進行しています。

【人口・世帯数の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、平成 27(2015) 年を 100.0 とした場合の各年の割合を示している。

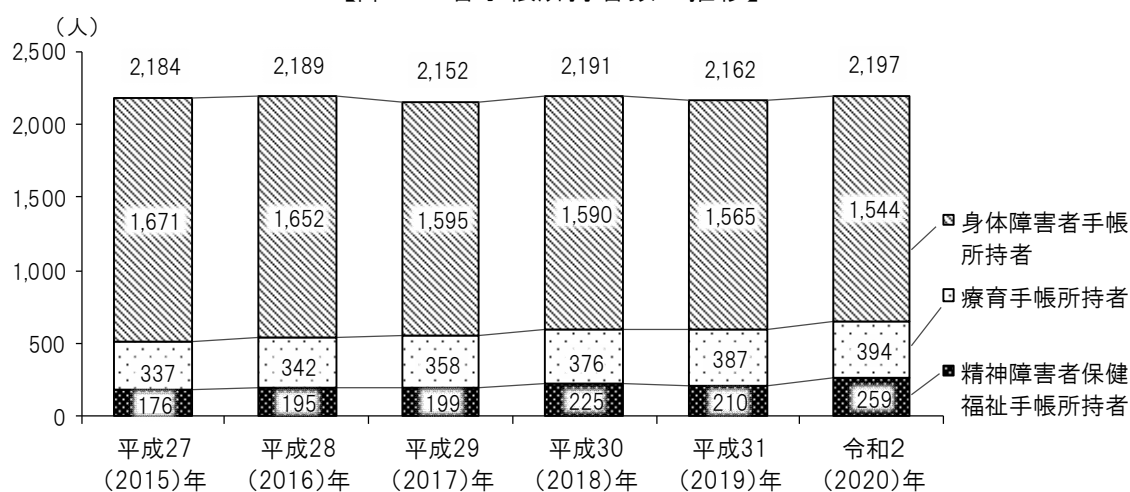
2 障がいのある人の状況

(1) 障がい者手帳所持者の状況

本市の障がい者手帳所持者数は、令和2（2020）年が2,197人で、近年は概ね横ばいで推移しています。

手帳の種類別でみると、令和2（2020）年では「身体障害者手帳所持者」が1,544人と最も多く、全体の7割（70.3%）を占めています。「療育手帳所持者」は394人（全体に占める構成比17.9%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は259人（同11.8%）となっています。平成27（2015）年からの推移では、特に「精神障害者保健福祉手帳所持者」の増加が目立っています。

【障がい者手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	平成 31 (2019) 年	令和2 (2020) 年	増減率 (%)
障がい者手帳所持者数 合計	2,184	2,189	2,152	2,191	2,162	2,197	100.6
身体障害者手帳 所持者	1,671	1,652	1,595	1,590	1,565	1,544	92.4
療育手帳所持者	337	342	358	376	387	394	116.9
精神障害者保健 福祉手帳所持者	176	195	199	225	210	259	147.2

注: 増減率は平成27(2015)年を100とした場合の令和2(2020)年の割合を示している。(以下同様)

資料: 社会福祉課(各年4月1日現在)

【年齢別障がい者手帳所持者数】

単位(人)	合計	身体障害者手帳 所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健 福祉手帳所持者
合計	2,197	1,544	394	259
18歳未満	157	45	107	5
18歳以上65歳未満	895	422	255	218
65歳以上	1,145	1,077	32	36

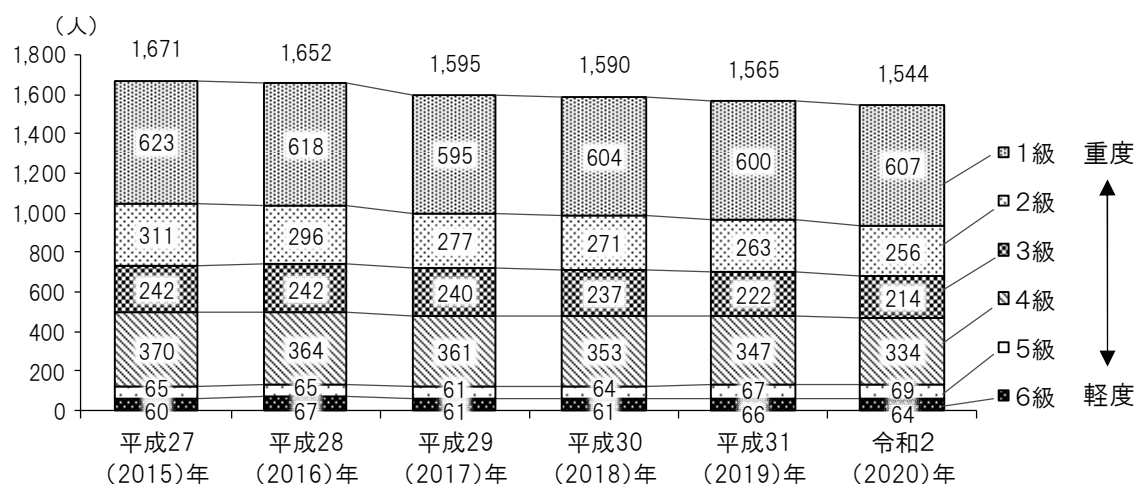
資料: 社会福祉課(令和2(2020)年4月1日現在)

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和2（2020）年が1,544人で、近年は減少で推移しています。

等級別でみると、令和2（2020）年では「1級」が607人と最も多く、全体の約4割(39.3%)を占めています。次いで「4級」が334人（全体に占める構成比21.6%）、「2級」が256人（同16.6%）の順となっており、平成27（2015）年からの推移では、「5級」や「6級」が増加しています。また、身体障害者手帳所持者数は、18歳以上で減少傾向にあります。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	増減率 (%)
身体障害者手帳 所持者数合計	1,671	1,652	1,595	1,590	1,565	1,544	92.4
1級	623	618	595	604	600	607	97.4
2級	311	296	277	271	263	256	82.3
3級	242	242	240	237	222	214	88.4
4級	370	364	361	353	347	334	90.3
5級	65	65	61	64	67	69	106.2
6級	60	67	61	61	66	64	106.7

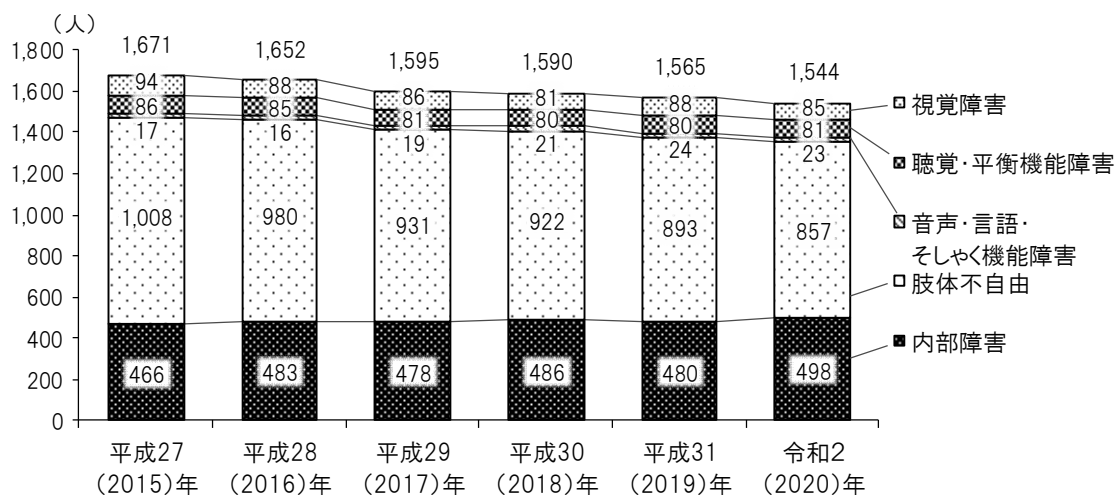
【年齢別身体障害者手帳所持者数の推移】

単位(人)	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	増減率 (%)
合計	1,671	1,652	1,595	1,590	1,565	1,544	92.4
18歳未満	39	44	44	44	47	45	115.4
18歳以上	1,632	1,608	1,551	1,546	1,518	1,499	91.9

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

障がい種類別でみると、令和2（2020）年では「肢体不自由」が857人と最も多く、次いで「内部障害※」が498人、「視覚障害」が85人の順となっています。平成27（2015）年からの推移では、「肢体不自由」の減少が目立っています。

【障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	増減率 (%)
合計	1,671	1,652	1,595	1,590	1,565	1,544	92.4
視覚障害	94	88	86	81	88	85	90.4
聴覚・平衡機能障害	86	85	81	80	80	81	94.2
音声・言語・そしゃく機能障害	17	16	19	21	24	23	135.3
肢体不自由	1,008	980	931	922	893	857	85.0
内部障害	466	483	478	486	480	498	106.9

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

※【内部障害】身体内部の臓器に障がいがあること。心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、HIVによる免疫機能、肝臓機能のいずれかの障がいにより日常生活や社会生活に支障がある状態のこと。

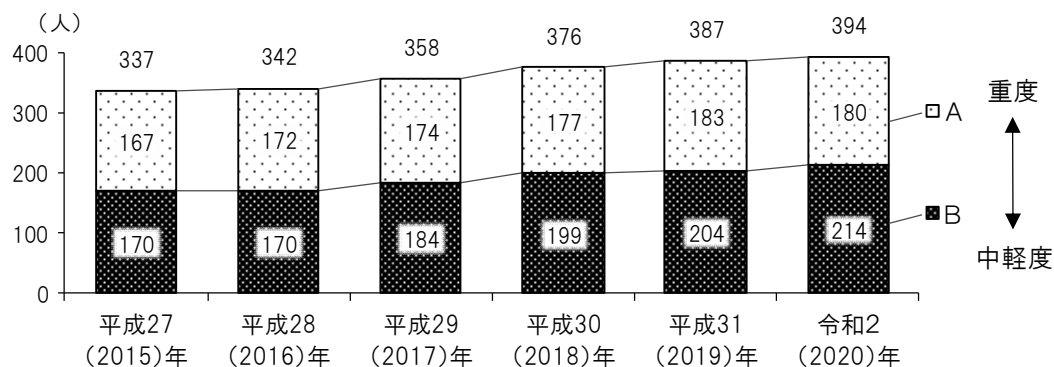
（３）療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者数は、令和２（2020）年が394人で、近年は増加で推移しています。

障がい程度別でみると、令和２（2020）年は「B」が214人で、「A」の180人を上回っており、平成27（2015）年からの推移では、特に「B」の増加が目立っています。

また、療育手帳所持者数は、特に18歳未満で増加傾向にあります。

【療育手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	増減率 (%)
療育手帳 所持者数合計	337	342	358	376	387	394	116.9
A	167	172	174	177	183	180	107.8
B	170	170	184	199	204	214	125.9

【年齢別療育手帳所持者数の推移】

単位(人)	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	増減率 (%)
合計	337	342	358	376	387	394	116.9
18歳未満	78	84	93	99	101	107	137.2
18歳以上	259	258	265	277	286	287	110.8

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

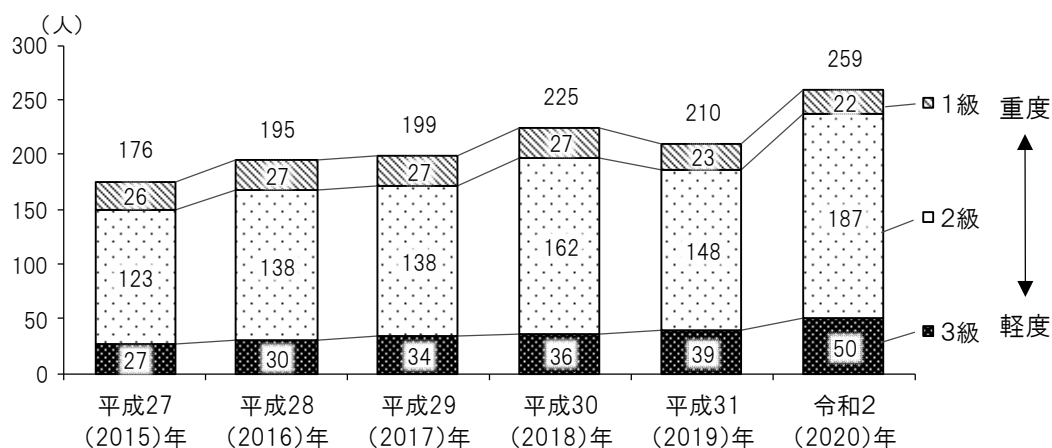
（４）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和２（2020）年が259人で、近年は増加で推移しています。

等級別でみると、令和２（2020）年では「２級」が187人と最も多く、全体の約7割（72.2%）を占めています。次いで「３級」が50人（全体に占める構成比19.3%）、「１級」が22人（同8.5%）の順となっており、平成27（2015）年からの推移では、特に「２級」や「３級」の増加が目立っています。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、18歳以上で増加傾向にあります。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	平成 31 (2019) 年	令和2 (2020) 年	増減率 (%)
精神障害者保健福祉 手帳所持者数合計	176	195	199	225	210	259	147.2
1級	26	27	27	27	23	22	84.6
2級	123	138	138	162	148	187	152.0
3級	27	30	34	36	39	50	185.2

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

単位(人)	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	平成 31 (2019) 年	令和2 (2020) 年	増減率 (%)
合計	176	195	199	225	210	259	147.2
18歳未満	1	3	5	5	4	5	500.0
18歳以上	175	192	194	220	206	254	145.1

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(5) 自立支援医療受給者の状況

精神通院医療の受給者数は、令和元（2019）年が 521 人で、近年は増加で推移していますが、更生医療の受給者数は 53 人で、減少傾向にあります。

【自立支援医療受給者数の推移】

	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年	増減率 (%)
更生医療※1	63	63	58	54	53	84.1
育成医療※2	3	3	3	4	3	100.0
精神通院医療※3	412	465	458	497	521	126.5

注：増減率は平成 27(2015)年を 100 とした場合の令和元(2019)年の割合を示している。

資料：社会福祉課（各年度内(4月1日～翌3月 31 日)の実績値）

※1 【更生医療】18 歳以上の身体障害者手帳を持っている人を対象に、その障がいを経減又は悪化を防ぐための治療を行う場合に、医療費の自己負担を軽減する制度のこと。

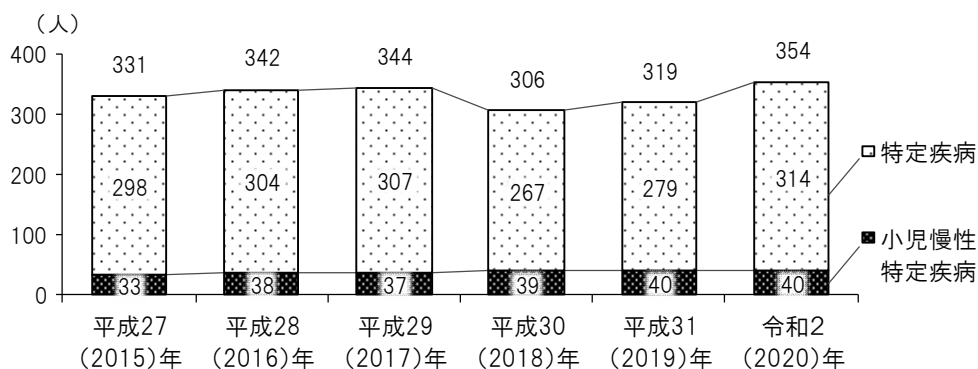
※2 【育成医療】身体に障がいがあるか、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる 18 歳未満の児童を対象に、その障がいの治療又は軽減するための医療を受ける場合に、医療費の自己負担を軽減する制度のこと。

※3 【精神通院医療】統合失調症などの精神疾患を有する者のうち、通院による精神医療を継続的に要する者を対象に、心身の障がいを除去又は軽減するための医療について、医療費の自己負担を軽減する制度のこと。

(6) 難病患者（医療受給者証所持者）の状況

本市の難病患者数（医療受給者証所持者数）は、令和 2（2020）年で 354 人（特定疾病 314 人、小児慢性特定疾病 40 人）となっています。特定疾病は緩やかな増減を繰り返し、小児慢性特定疾病は横ばいで推移しています。

【難病患者数の推移】



単位(人)	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	増減率 (%)
合計	331	342	344	306	319	354	106.9
特定疾病	298	304	307	267	279	314	105.4
小児慢性特定疾病	33	38	37	39	40	40	121.2

注：平成 30(2018)年の難病患者数の減少は、平成 29(2017)年 12 月末に経過措置(難病法)が終了したことによるものである。

資料：中予保健所(各年4月1日現在)

（７）障がい児を取り巻く教育環境の状況

本市の障がい児保育の入所児童数※¹は、令和２（2020）年では33人となっています。

特別支援学級については、小学校が17学級で児童数45人、中学校は7学級で生徒数27人、通級指導教室※²は、小学校が3学級で児童数75人、中学校は3学級で生徒数35人となっています。

また、特別支援学校については、小学部が児童数26人、中学部が生徒数20人となっています。

【障がい児保育入所児童数の推移】

単位(人)	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年
障がい児保育入所 児童数	30	29	31	37	25	33

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

【特別支援学級数及び児童生徒数の推移】

単位(人)		平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年
小学校	学級数	12	13	18	18	17	17
	児童数	34	40	48	46	45	45
中学校	学級数	6	6	7	7	8	7
	生徒数	18	12	15	24	25	27

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

【通級指導教室学級数及び児童生徒数の推移】

単位(人)		平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年
小学校	学級数	3	3	3	3	3	3
	児童数	74	71	67	73	76	75
中学校	学級数	1	1	1	2	2	3
	生徒数	19	21	19	29	39	35

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

【特別支援学校児童生徒数の推移】

単位(人)	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年
小学部児童数	24	28	26	28	25	26
中学部生徒数	9	10	12	17	20	20

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

※1 公立の保育所に入所している児童数のこと。（配慮を要する児童を含む。）

※2 【通級指導教室】小・中学校の通常学級に在籍する比較的障がいの程度が軽い児童生徒が、週に何時間かだけ障がい特性に合った個別指導を受ける教室のこと。

（８）経済的支援受給者等の状況

本市における令和２（2020）年の特別障害者手当受給者数は 36 人で、障害児福祉手当受給者数は 34 人となっています。また、特別児童扶養手当受給者数は 141 人で、近年は緩やかな増加で推移しています。

【経済的支援受給者数等の推移】

単位(人)		平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	増減率 (%)
特別障害者手当	受給者数	41	43	38	36	33	36	87.8
障害児福祉手当	受給者数	36	35	35	36	34	34	94.4
特別児童扶養手当	受給者数	113	120	130	130	135	141	124.8
心身障害者扶養 共済制度	加入者数	31	28	27	24	25	24	77.4
	受給者数	29	29	30	33	34	34	117.2

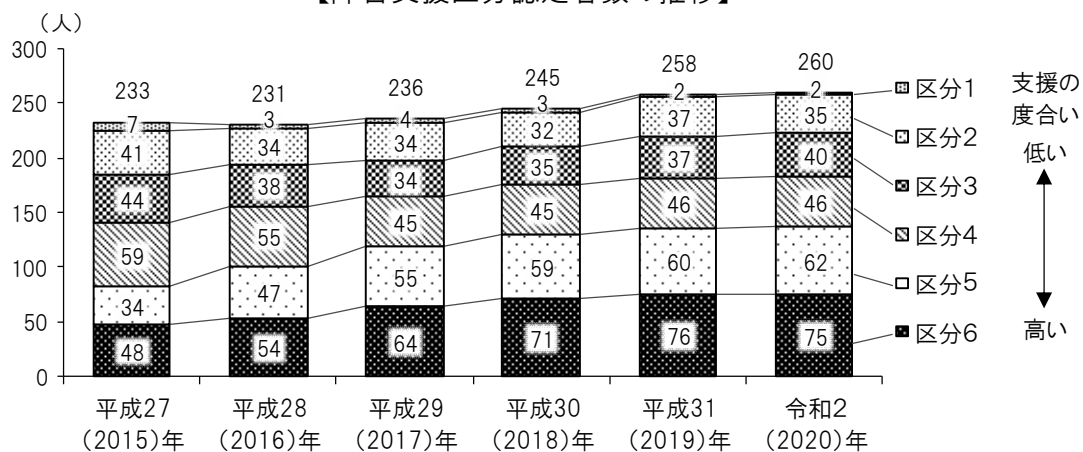
資料：社会福祉課（各年4月 30 日現在）

（９）障害支援区分認定者の状況

本市の障害支援区分認定者数は、令和２（2020）年が 260 人で、近年は緩やかな増加傾向にあります。

区分別でみると、令和２（2020）年では「区分 6」が 75 人と最も多く、次いで「区分 5」が 62 人、「区分 4」が 46 人の順となっており、平成 27（2015）年からの推移では、「区分 5」や「区分 6」の増加が目立っています。

【障害支援区分認定者数の推移】



単位(人)	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	増減率 (%)
合計	233	231	236	245	258	260	111.6
区分1	7	3	4	3	2	2	28.6
区分2	41	34	34	32	37	35	85.4
区分3	44	38	34	35	37	40	90.9
区分4	59	55	45	45	46	46	78.0
区分5	34	47	55	59	60	62	182.4
区分6	48	54	64	71	76	75	156.3

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

第3章 本市の現状分析と課題

1 前期計画の取組内容からみる課題

障がい者福祉の事業分野は、保健・福祉部門はもとより、学校教育や生涯学習部門、商工・労働部門等、様々な分野との連携・調整が必要です。

本市では、前期計画に基づき実施している事業について、定期的に点検や評価を行い、取組に反映させることとしています。

ここでは、前期計画における事業の実施状況と点検・評価結果の概要について、前期計画の施策体系に沿って取りまとめています。

【前期計画における事業の点検・評価結果】

基本目標 1	地域における支援体制の整備
--------	---------------

主要施策	(1) 相互理解と交流の促進
これまでの主な取組内容	○障がいに関する正しい知識の普及や理解の促進を図るため、広報・啓発活動を推進しました。 ○障がい者福祉についての理解を深めるため、職員研修を実施しました。
点検・評価結果から見た今後の主な課題	●事業所等が主催する交流イベントに、より多くの地域住民が参加できるよう、周知方法等について検討が必要です。 ●職員研修等の充実を図るとともに、参加者を増やす工夫が必要です。

主要施策	(2) 権利擁護の推進
これまでの主な取組内容	○障がい者虐待の通報・届出に対しては、関係機関と協力しながら迅速に対応し、障がい者の権利利益の擁護に努めました。 ○障がい者差別対応マニュアルを作成し、差別の解消に係る施策を推進しました。
点検・評価結果から見た今後の主な課題	●障がい者差別対応について、職員の研修機会の確保が必要です。 ●人権に関する講演会等については、今後、障がい者の人権をテーマとした開催の検討が必要です。

主要施策	(3) 福祉を支える人づくり
これまでの 主な取組内容	○障がい者団体や家族会等への活動支援を行いました。 ○地域で抱える課題のうち、地域住民や組織だけでは解決が困難な事案については、社会福祉協議会と連携し改善を図りました。 ○障がいのある人を援助するボランティア組織の強化や、地域住民による援助体制の確立を支援しました。
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	●障がい者団体や家族会等において、会員数減少や高齢化が進んでいることから、継続した活動が行えるよう支援が必要です。 ●解決困難な事案等への対応において、市と社会福祉協議会、ボランティアや地域住民との連携強化が必要です。

基本目標 2	暮らしやすい地域生活への移行の促進
--------	-------------------

主要施策	(1) 情報提供・相談体制の充実
これまでの 主な取組内容	○ホームページ等で福祉に関する情報の提供を行うとともに、障がいの種別や状況に応じた情報の提供に努めました。 ○精神保健に関する様々な事業を推進しました。
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	●自立支援協議会における部会活動の充実が必要です。 ●より多くの市民が手話奉仕員養成講座に参加できるよう、周知方法等の見直しが必要です。 ●新型コロナウイルス等の感染拡大防止などのため、参加人数が限定される講座等については、開催方法についての検討が必要です。 ●精神保健事業において処遇困難なケースが増加していることから、問題の解決に向け、関係者との連携強化が必要です。

主要施策	(2) 保健・医療サービスの充実
これまでの 主な取組内容	○保健、医療、福祉の連携により、障がいのある人が適切な医療サービス等を受診しやすい環境の整備に取り組みました。 ○重度心身障がい者（児）を対象に医療費の助成を行いました。
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	●がん検診等の受診勧奨をはじめ、検診の重要性についての理解促進が必要です。 ●特定健診の新規及び不定期受診者が少なく、特定保健指導対象者の固定化がみられることから、健康に関する意識啓発や周知、受診しやすい環境づくりが必要です。

主要施策	(3) 障害福祉サービスの充実
これまでの 主な取組内容	○サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、サービス提供事業者の確保に努めました。
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	●より多くの参加者が日中活動の場に集まり、地域で支え合う仲間づくりができるよう、施設の周知や参加しやすい環境づくりが必要です。

基本目標 3	安全・安心なまちづくりの推進
--------	----------------

主要施策	(1) 福祉のまちづくり
これまでの 主な取組内容	○障がい者が安心・安全に地域で暮らすことができるよう、公共施設のバリアフリー化等を推進するとともに、災害など緊急時における障がい者の生活を支援する体制の強化を図りました。 ○交通安全意識の向上に努めるとともに、障がい者に配慮した機器の設置等について、関係機関に要望できる体制を整えました。
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	●市内にある駅のスロープや点字ブロック等の設置はひととおり完了しましたが、多目的トイレ等が未設置の駅があるため、引き続き整備が必要です。

主要施策	(2) 防犯・防災対策の確立
これまでの 主な取組内容	○東温市避難行動要支援者支援制度の普及や、障がい者の防災訓練等への参加を促進しました。 ○防災・避難情報の提供や避難所での健康管理、医療的ケアの継続など、災害から障がいのある人を守る体制の強化を図りました。 ○警察等の関係機関と連携し、交通事故防止や消費生活トラブルの早期発見・解決に努めました。
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	●犯罪情報や防犯情報の提供について、新たにアプリを活用するなど、より効果的な情報提供に努めることが必要です。 ●東温市避難行動要支援者支援制度において、避難支援等関係者への情報提供について意思表示をしていない人に対する啓発が必要です。 ●消費者教育については、障がい者本人だけでなく、見守る人（ヘルパー等）への啓発等も必要です。

主要施策	(3) 外出や移動の支援
これまでの 主な取組内容	○外出や移動が困難な人に対し、移動支援事業による費用の給付や、タクシー利用助成券の交付などを行い、障がい者の自立生活や社会参加を促進しました。 ○自動車運転免許取得費、自動車改造費の助成制度の周知に努め、利用を促進しました。
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	●引き続きニーズに応じた支援に努め、社会参加を促進することが必要です。

基本目標 4	障害のある人の自立と社会参加の実現
--------	-------------------

主要施策	(1) 雇用・就労機会の拡大
これまでの 主な取組内容	○障がいのある人の就労の場（就労継続支援事業所等）の確保に努めました。 ○「障害者就業・生活支援センター」の活用を促進するとともに、障がい者の職場定着を促進しました。 ○市役所における障がい者雇用を推進しました。
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	●障がいのある職員の安定した雇用を図るための体制整備が必要であり、また、現任用職員が離職する場合に備えて、障がい者を計画的に採用することについての検討も必要です。

主要施策	(2) 社会教育の充実
これまでの 主な取組内容	○障がい者の自立支援と社会参加に欠かせないボランティア活動を活発に行うため、市民の協力による「花いっぱい活動」をはじめ、多様なボランティア意識の向上に向けた取組を推進しました。 ○市民向けの講座などにおいて、障がいのある人を含め、参加者を幅広く呼びかけました。 ○市職員を対象に差別研修等を開催しました。
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	●市民向け講座への参加を広報紙等で幅広く呼びかけていますが、障がい者の参加が少ないため、より参加しやすい環境づくりについての検討が必要です。

主要施策	(3) 文化・スポーツの振興
これまでの 主な取組内容	○障がいのある人が、様々なスポーツや文化活動に親しみながら参加できるよう、活動機会の確保に努めました。 ○スポーツによる交流や文化芸術活動を通じた地域間交流を支援しました。
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	●障がい者が希望に応じて各種スポーツ大会に参加できるよう、環境の整備について検討することが必要です。 ●障がい者団体等の文化芸術活動への参加を促進するため、引き続き関係機関と連携を図ることが必要です。

基本目標 5	障害のある子どもたちの成長支援
--------	-----------------

主要施策	(1) 早期発見・早期療育体制の充実
これまでの 主な取組内容	○保健、医療、福祉等の関係機関が連携し、障がいの早期発見、相談・指導、通園・通所支援、就学支援を行いました。 ○保育所・幼稚園において、職員の学習会・研修会への参加促進、保護者を対象とした相談や就学支援など、配慮を要する子どもへの適切な支援に努めました。
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	●子育てに関する相談が増えていることから、相談や支援体制の充実を図ることが必要です。 ●早期療育について、保護者に十分理解してもらえるよう、丁寧な説明を継続していくことが必要です。 ●配慮を要する子どもに対して十分な支援ができるよう、職員体制の充実や職員の質の向上に継続的に取り組むことが必要です。

主要施策	(2) インクルーシブ教育システム構築の推進
これまでの 主な取組内容	○特別支援学級に在籍する児童・生徒の障がいの程度や特性を考慮し、各学校の特色を生かした教育課程を編成しました。 ○通常の学級に在籍する障がい児を対象に、通級による個別の指導を行いました。また、生活支援員を増員し、配慮を要する児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行いました。 ○教職員等を対象とした研修会・講演会を開催し、障がいに対する理解の促進を図りました。
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	●通級指導教室の在籍者が増加傾向にあるため、一人ひとりに対して十分な指導時間を確保することが重要です。 ●サポートが必要な児童・生徒が増加傾向にあるため、支援員を確保するとともに、支援員の負担を減らすことが必要です。

主要施策	(3) 子育て支援の充実
これまでの 主な取組内容	○障がい児の自立を促進するため、放課後等デイサービスなどによる療育支援を行いました。 ○障がいのある児童・生徒の保護者への経済的な支援を行いました。
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	●放課後等デイサービスを利用する児童や保護者を支援するため、教育（学校等）と福祉（サービス事業所等）との連携強化が必要です。

2 アンケート調査結果から読み取れる課題

(1) 障がいの状況について

【調査結果の概要（ポイント）】

- 年齢は、65 歳以上が過半数を占め、その半数近くを 80 歳以上が占めている。18 歳未満の障がい児は 1 割未満である。
- 身体障がい者は、7 割以上が 65 歳以上である。
- 18 歳未満の約 7 割及び知的障がい者の約半数が「発達障がいの診断」を受けている。
- 精神障がい者の 7 割以上が「自立支援医療（精神通院）の受給者証」を持っている。
- 身体障がい者の 3 割が「介護保険制度の要支援・要介護認定」を受けている。
- 日常生活で介助が必要な障がい者は約半数で、特に知的障がい者の 7 割が介助を必要としている。

今後の課題	●障がい者の高齢化を見据えた支援内容の検討が必要です。 ●障がい区分別又は年齢による障がい特性の違いに配慮した支援内容の検討が必要です。
-------	--

(2) 障害福祉サービスの利用について

【調査結果の概要（ポイント）】

- 現在利用している障害福祉サービスは「計画相談支援」「生活介護」「居宅介護」「短期入所」の順に多い。今後利用したい障害福祉サービスは「就労移行支援」「居宅介護」「短期入所」「就労継続支援（A 型）」「計画相談支援」の順に多い。
- 18 歳未満対象では、現在利用している障害福祉サービスは「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」「児童発達支援」の順に多く、今後利用したい障害福祉サービスは「放課後等デイサービス」「児童発達支援」「障害児相談支援」「保育所等訪問支援」の順に多い。
- 現在利用している障害福祉サービスに対しては、4 割が「満足」と回答している。
- 今後サービスを利用しやすくするためには、「どのようなサービスがあるのか、分かりやすく情報を提供してほしい」「必要なときにすぐに利用できるようにしてほしい」「申請や手続きの方法を分かりやすくしてほしい」「障がいの特性に応じた方法で情報を提供してほしい」などが必要とされている。

今後の課題	●「就労移行支援」「就労継続支援（A 型）」などの就労に関するサービスや「居宅介護」「短期入所」などの利用ニーズへの対応が必要です。18 歳未満では、特に「放課後等デイサービス」ニーズへの対応が必要です。 ●障害福祉サービスの内容や申請手続き等に関して、障がいの特性に応じた分かりやすい情報提供が求められています。
-------	---

（３）住まいや暮らしについて

【調査結果の概要（ポイント）】

- 自宅（アパートなどを含む）で一人暮らしをしている人は２割未満で、65歳以上が多く、ほとんどが身体障がい者と精神障がい者である。
- 主な介助者は「配偶者（夫または妻）」が４人に１人の割合で多く、特に身体障がい者や65歳以上の年齢層で多くみられる。「父または母」は若い年齢層に多く、身体障がい者の65歳以上では「子ども」が多い。「福祉施設の職員・ホームヘルパー」は知的障がい者や50歳以上で多くなっている。
- 介助者の６割が60歳以上である。また、介助者の４割近くが「健康に不安がある」と回答し、特に70歳以上の介助者の過半数が不安を感じている。
- 介助者がいなくなった場合に必要な支援としては、「あなたの身のまわりの世話をしてくれる人の確保」が６割以上、次いで「災害時の避難支援」「緊急時の居場所の確保」「経済的な支援の充実」「相談支援の充実」となっている。
- 障がいのある人が悩みなどを聞く取組に対しては、「参加してみたいと思わない」が４割以上を占めている。一方、「具体的な内容を聞いたうえで参加を検討してみたい」と回答した人は３割で、特に知的障がい者、精神障がい者、18歳未満が多くなっている。なお、参加希望は現状１割未満である。

今後の課題	●高齢で一人暮らしの障がい者へのきめ細かな支援の検討が必要です。 ●障がい者の高齢化や「親亡き後」に備え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活支援の充実が必要です。
-------	---

（４）就労や日中の活動について

【調査結果の概要（ポイント）】

- 現在、就労している障がい者は４～５人に１人の割合で、知的・精神障がい者に多く、年齢では18～64歳が中心である。
- 就労者の勤務形態は「パート・アルバイト等」が最も多いが、知的障がい者では「福祉施設・作業所等で工賃をもらっている」が多い。
- 福祉施設・作業所等から一般就労したいという意向は、４～５人に１人（22.9％）の割合である。
- 未就労者における今後の日中の過ごし方（希望）は、身体障がい者を中心に「自宅で過ごしたい」人が過半数を占め最も多い。次いで、精神障がい者を中心に「働いて収入を得たい」、以下「保育所や幼稚園・学校（小学校から大学）に通いたい」が続く。
- 障がいのある人が働きやすくなるためには、「短時間勤務や勤務日数への配慮など柔軟な働き方ができること」「職場で差別がないこと」「職場に介助や相談などの支援をしてくれる人がいること」「通勤手段が確保されていること」などが求められている。

今後の課題	●障がい者の雇用や職場定着等に向けた関係機関との連携の強化をはじめ、企業における障がい者雇用への理解促進、労働条件や人権への配慮などの働きかけが必要です。
-------	---

（５）理解促進と社会参加について

【調査結果の概要（ポイント）】

- 障がいのある人に対する理解については３割以上が「進んでいる」と感じているものの、半数近くが「進んでいない」と回答している。
- 障がいのある人への理解を深めるためには、「障がいに関する広報や啓発の充実」「学校や生涯学習の場で人権教育の充実」「市民との交流の機会を増やす」「障がいのある人のまちづくり活動への参加促進」が必要とされている。
- 近所の人や地域の人と「親しく付き合っている」割合は、合計で２割程度である。しかしながら、多くの人々が「地域との関わりを持ちたい」と望んでいる。また、１８歳未満や６５歳以上では付き合いを重視する人が多く、精神障がい者では「地域の人とはあまり関わりを持ちたくない」という人が多い。
- 人とコミュニケーションをとるときに半数近くが「困ることがある」と回答しており、特に、知的と精神障がい者、隣近所との付き合いが薄い人、１８歳未満の若い人に多い。
- 人とコミュニケーションをとりやすくするために「ゆっくりと話してほしい」という人が非常に多い。
- 障がいのある人が社会活動に参加しやすくなるために「障がいの特性に応じた社会活動情報の提供」「一緒に活動する仲間」「施設や公共交通機関のバリアフリー化」「施設の利用料や活動費への経済的な支援」などが必要とされている。

今後の課題	●地域共生社会の実現に向けた様々な啓発等の取組を実施し、引き続き、社会の理解と協力への意識づくりを推進することが必要です。 ●障がい者と地域住民が触れ合う機会を充実させることが必要です。 ●障がい者とのコミュニケーションにおいて「ゆっくり話すこと」の重要性を周知していくことが必要です。
-------	---

（６）災害時のことについて

【調査結果の概要（ポイント）】

- 家族の不在時に「近所に助けてくれる人がいる」と回答したのは約３割で、近所付き合いが薄い人（特に精神障がい者や１８歳未満など）は「近所に助けてくれる人がいない」という人が多い。
- 「東温市避難行動要支援者避難支援制度」については、約４割が知らなかったと回答している。
- 災害時については、「避難場所の設備や生活環境への不安」「すぐに避難することができない」「必要な医療が受けられない」などの不安を抱いている人が多い。

今後の課題	●災害時に支援が必要な障がい者に対して、情報収集や避難行動要支援者避難支援名簿等の周知啓発をはじめ、障がいの特性に応じた適切な避難支援ができるよう、地域住民や関係機関との連携が必要です。 ●災害の際、避難場所において、必要な物資の確保や障がい特性に応じた支援を受けることができる体制づくりが必要です。
-------	---

（７）療育・保育・教育について

【調査結果の概要（ポイント）】

- 子どもの発達不安や障がいに関心を持ちはじめ、家庭内や病院での気づきが多いが、定期健診も重要な役割を果たしている。
- ほとんどの子どもが学校等へ通所・通学しており、４人に１人は小学校や中学校の通常の学級に通っている。
- 放課後や長期休暇中の過ごし方（子どもの意向）としては、「家族・親族の誰かと一緒に過ごしたい」が最も多く、次いで「放課後等デイサービスなどの福祉事業所を利用したい」が多くを占めている。
- 保育所や学校、療育機関に対しては、「子どもの障がいの特性や発達に合わせた支援」「障がいに対する保育士・教職員などの理解促進」「就労に向けた教育・支援」「進級・進学などの進路相談」の充実などが求められている。
- 子どもの介助や支援上の不安・悩みとしては、「身体的・精神的な負担」と「何かあったときに世話を頼める人がいないこと」が最も多い。
- 「子ども部会の研修会・茶話会」については、知っているが参加したことはないという人が多い。

今後の課題	●障がいの早期発見のために、引き続き定期健診等への受診勧奨が必要です。 ●学校等における人権教育の充実や、障がいのある人への理解を深めるための「学びの場」の充実が必要です。 ●子どもの障がいの特性やニーズに応じた「障がい児福祉サービスの提供体制」の充実をはじめ、保護者等の精神的負担軽減に向けた取組の充実、相談支援、家族の交流会などに関する取組が必要です。
-------	--

（８）行政の福祉施策について

【調査結果の概要（ポイント）】

- 「障がいのある人が住みやすいまち」をつくるために行政が取り組むべきこととして、「相談支援体制や障害福祉サービスの充実」「経済的な支援」「障がいについての学びの場の充実」「災害時の避難支援」「移動の利便性向上」などが求められている。

今後の課題	●福祉分野のみならず、多様な関連分野や関係機関との連携・調整を強化し、支援体制を充実させていく必要があります。
-------	---

3 ヒアリング調査結果から読み取れる課題

本計画の策定に当たって、市内の障害福祉サービス提供事業所及び障がい者関係団体にヒアリング調査を実施しました。ヒアリング調査では、次のような現状や課題が指摘されています。

※回答者の意図を変えない範囲で要約・整理し、複数の同類意見はまとめている場合があります。

（１）事業所ヒアリング調査

【調査概要】

- ・計画策定の基礎資料とすることを目的として、市内の障害福祉サービス提供事業所に対し、事業状況やニーズ等についてのご意見をお伺いした。
- ・実施時期 令和2（2020）年8月
- ・調査方法 郵送配付・郵送回収（ヒアリングシートへの記入依頼）
- ・回収件数 24件

【主な回答結果】

① 日々のサービス提供活動を行う上で困っていること（問題点や課題）

- ・本人と家族（保護者）とのニーズの違いを調整するのが難しい。
- ・利用者本人からの伝言が、家族に伝わっていない。
- ・重度障がい者への対応について、より専門的な支援ができるスーパーバイザーなど人材確保が課題である。
- ・障がい者一人ひとりの特性に応じた個別の支援が必要だが、人員が不足している。看護職員の人員確保が課題となっている。
- ・「就労継続支援A型」と「就労継続支援B型」の違いを理解してもらえない。
- ・利用者の高齢化に伴い介護時間が増加している。
- ・ショートステイ利用者が長期間利用する場合（ショートのロング化）への対応が課題である。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出制限や行事の中止に伴い、社会参加や地域参加機会が減少している。

② 現在提供している障害福祉サービスの動向

- ・現在提供している障害福祉サービスの利用状況については、「ほとんど空きがない」が25.3%、「利用率は8～9割程度」が36.6%で、全体の約6割（61.9%）がほぼ満員に近い状態となっている。特に「短期入所（ショートステイ）」「生活介護」「就労継続支援B型」などでその傾向が強い。
- ・増加が見込まれるサービスは、「短期入所」「生活介護」「計画相談支援」「就労継続支援B型」などで、現在の利用率が高いサービスにその傾向がみられる。

③ 障害福祉サービスを利用しやすくするために必要だと思うこと

- ・職員の資質の向上
- ・職員間における利用者情報の共有
- ・家族（保護者）を含めた施設等の一時的な利用体験（1日利用体験など）
- ・他事業所との情報共有や連携（複数のサービスを利用している場合）
- ・重度にも対応できる24時間体制のグループホームの設置
- ・ワンストップ相談支援体制の構築
- ・施設や事業所の増加

④ サービスの質を向上させるために行っている取組

- ・職員研修等による苦情処理能力の向上
- ・業務マニュアルの作成、現場の声を反映したマニュアルの見直し
- ・保護者や関係者との連携・情報共有
- ・人材の確保

⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の緊急事態宣言下で困ったこと

- ・外出自粛のため、室内でレクリエーションを行わなければならないこと。
- ・家族（保護者）が施設内に入れないこと。
- ・感染防止対策について、具体的な行動指針がないこと。
- ・利用サービスによっては、「密」の状態にならないよう対応しないといけないこと。

⑥ 東温市の障がい福祉への取組について望むこと

- ・災害時に重度の人が利用しやすい避難所の検討
- ・誰もが気軽に参加できる地域活動の促進
- ・関係機関との連携の強化
- ・支援学校卒業後から成人するまでの期間を補完するような取組の創設

(2) 関係団体ヒアリング調査

【調査概要】

- ・計画策定の基礎資料とすることを目的として、市内の障がい者関係団体に対し、取組状況やニーズ等についてのご意見をお伺いした。
- ・実施時期 令和2（2020）年8月
- ・調査方法 郵送配付・郵送回収（ヒアリングシートへの記入依頼）
- ・回収件数 7団体

① 日々のサービス提供活動を行う上で困っていること（問題点や課題）

- ・障がい者に対する偏見や差別
- ・会員の減少、新規会員の確保
- ・活動時の移動手段の確保
- ・会員の高齢化による事業参加者の減少

② 障がい者にとっての東温市の住みやすさについて

- ・病院が充実している。
- ・働く場所がもう少しあると良い。
- ・もう少し障がい者に対する思いやりがあると良い。
- ・学校卒業後や親亡き後の支援体制が整備されると良い。

③ 分野別にみた取組の在り方について

【団体にとって重要と思われる分野】

分野（回答件数）	取組主体	主な回答内容
		・団体（団体として進めていこうと思う取組） ・行政との協働（市と協働して取り組みたいことや提案など）
障がいへの理解と交流の促進（3件）	団体	・会員の確保と活動への継続的な参加 ・出前講座などによる勉強会
	行政との協働	・健常者との交流や行政機関との協働会等の開催 ・ボランティアが活動できる場所の検討
権利擁護・差別解消分野（3件）	団体	・成年後見制度の勉強会 ・病気であることを近所の人に知られたくない人などへの対応 ・差別や偏見を解消するための取組
	行政との協働	・障がい者に関わる人への虐待などについて勉強会の開催 ・通訳者等の派遣
地域における生活支援分野（3件）	団体	・障がい者が参加しやすい福祉事業
	行政との協働	・社会福祉協議会と協働した障がい者福祉事業 ・市から団体へ障がい者情報を提供する方法についての検討（個人情報保護関連） ・親亡き後の生活に対する支援

分野（回答件数）	取組 主体	主な回答内容 ・ 団体（団体として進めていこうと思う取組） ・ 行政との協働（市と協働して取り組みたいことや提案など）
保健・医療分野（２件）	団体	・ 病院の受け入れ状況などについての情報交換
生活環境の整備分野 （１件）	団体	・ 耳マークの普及
	行政との 協働	・ 交通機関内のアナウンスの改善 ・ 耳マークの理解促進

④ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の緊急事態宣言下で困ったこと

- ・ 行事が全て中止になり、子どもたちにストレスがたまったこと。
- ・ 視覚障がい者は、同行援護でどうしても密になってしまうこと。
- ・ 聴覚障がい者は、マスク着用によりコミュニケーションが難しくなったこと。
- ・ デイケアの行事がほとんど中止になり、今後の予定が立てられないこと。

⑤ 東温市の障がい福祉への取組について望むこと

- ・ 社会福祉協議会などによるホームヘルパー訪問の推進
- ・ 会員増員への協力（市役所窓口に団体に関するチラシを設置するなど）
- ・ 東温市独自の手話通訳派遣要項の作成

第2部 障がい者基本計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「障害者基本法」においては、全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指すことを根本的な考え方としています。

本市では、福祉分野の上位計画である「東温市地域福祉計画（平成30年度～平成37年度）」において、「温かい心で思いやり 助け合い 支え合う 笑顔あふれるまち」という基本理念を掲げています。この理念は、誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくために、支え合い・助け合い活動の活発な展開による福祉のまちづくりを目指すものです。

本市の福祉に関する計画は、この「東温市地域福祉計画」の考え方に基づいて様々な施策が実行されます。

前期計画においては、「自立と共生のまちづくりをめざして ～すべての人が生き生きと安心して自分らしく暮らせるまち～」という基本理念を掲げ、様々な取組を推進してきました。

この基本理念は、「東温市地域福祉計画」の基本理念にもつながるものであり、本計画においても、この基本理念を継承し、地域全体で障がい者福祉施策の総合的な推進を図り、全ての障がい者が自分らしく暮らせるまちづくりを目指します。

● 本計画の基本理念 ●

自立と共生のまちづくりをめざして

～すべての人が生き生きと安心して自分らしく暮らせるまち～

2 基本目標

前期計画においては、5つの「基本目標」を定め、それぞれに「主要施策」を組み立て、多様な取組を推進してきました。本計画では、国、県の動きや本市における障がい者の現状やニーズ、また、新たな課題等を踏まえ、6つの「基本目標」を定めます。その「基本目標」に基づいて、それぞれに「主要施策」を設定し、これまで実施してきた事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した個別の取組を推進します。

【基本目標１】障がいへの理解促進

障がいに対する正しい理解と認識を市民に広め、障がいがある人もない人もそれぞれの個性と人格を尊重し認め合い、偏見や差別のないまちづくりを推進します。また、障がいのある人の自立と社会参加を、多様な施策を通して総合的に支援し、一人ひとりに適した教育の場と学習の機会が提供されるよう、学びの場の充実を図ります。

【基本目標２】地域における生活支援

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、相談や情報提供などによる日常生活支援を推進します。また、障がいの特性やニーズに応じた、多様できめ細やかな福祉サービス等の提供やサービスの質の向上に努めます。

【基本目標３】健康づくりへの支援

障がいのある人もない人も、その人らしく生き生きと過ごせるよう、ライフステージに応じた保健・福祉・医療等の連携による支援体制の充実を図るとともに、障がいのある人やその家族への経済的な支援を行います。また、心の健康に関する正しい知識の普及を図ります。

【基本目標４】自立と社会参加の促進

障がいのある人の就労を促進するため、関係機関との連携を図り、総合的な就労支援体制づくりを進めます。さらに、障がいのある人が主体性を持って、積極的にスポーツや文化芸術活動に参加できる機会の確保や交流への支援を図ります。

【基本目標５】療育・保育・教育の充実

発達の遅れや障がいの早期発見・治療の推進を図り、早期療育につなげます。また、障がいのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等関係機関の円滑な連携による総合的な支援を推進します。

【基本目標６】誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

障がいがあっても地域で安心・安全に暮らすことができるよう、道路・建物・公共交通機関等のバリアフリーの推進や住民参加による身近な地域での福祉活動の促進、緊急時における障がいのある人を支援する体制の強化等を図ります。

3 施策の体系



第2章 施策の展開

【基本目標1】障がいへの理解促進

主要施策1 障がいへの理解と交流の促進

全ての市民が、障がいや障がい者について正しく理解し、相手を思いやり、認め合いながら人権を尊重する共生社会の実現に向けて、様々な啓発活動に取り組みます。そのため、多様な媒体及び機会を活用した啓発や情報提供を行うとともに、交流の場の充実を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
広報・啓発活動の推進	●広報紙やホームページ等を活用し、全ての市民に向けて障がいに関する正しい知識の普及に努めるとともに、共生社会やノーマライゼーション※の理念の周知を図ります。	社会福祉課
交流及び共同学習の推進	●障がいのある子どもと障がいのない子どもが一緒に参加する活動において、豊かな人間性を育むとともに、各教科や学校行事等のねらいの達成を目的とした交流や共同学習を推進します。	学校教育課
地域施設交流事業の促進	●各施設が実施する地域住民とのふれあいイベントの周知を図り、参加を促進します。	社会福祉課
職員に対する研修の実施	●職員研修等において、障がい者福祉に関する内容を取り上げ、障がい者福祉についての理解促進に努めます。	社会福祉課

※【ノーマライゼーション】障がいのある人となない人が区別されことなく、社会生活を共にすることが本来の望ましい姿であるとする考え方のこと。また、それに向けた施策や活動のこと。

主要施策２ 人権教育の推進

障がいの有無にかかわらず福祉について学ぶ機会が得られるよう、社会教育講座などの充実を図り、障がいのある人の参加を促進します。また、ノーマライゼーションや障がいへの理解が進むよう、様々な活動や研修を実施します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
社会教育に関する講座・学級の充実	●社会教育講座・学級を実施し、広く市民に対する人権教育を推進するとともに、広報紙等を通じて障がいのある人の参加を促進します。また、ノーマライゼーションの理解が得られるよう、ボランティアによる「花いっぱい運動」等の活動を実施します。	生涯学習課 社会福祉課
学校教育における人権教育の推進	●市内の小中学校と連携し、学校が実施する人権教育や様々な啓発活動の取組を通じて、人権教育の推進に努めます。	社会福祉課 学校教育課

主要施策３ 差別の解消と権利擁護の推進

障がいのある人の権利が尊重され、差別や虐待等を受けることなく地域で安心して生活できるよう、虐待・差別の防止を含む権利擁護のための取組を推進します。また、成年後見制度利用支援事業の利用を促進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
権利擁護の推進	●意思表示の困難な障がいのある人などが安心して暮らせるよう、社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業や法人後見事業の利用を促進するとともに、関係機関と連携を図り、権利擁護の推進に努めます。	社会福祉課
成年後見制度利用支援事業の充実	●判断能力が十分ではない障がいのある人が、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度利用支援事業の利用促進を図ります。	社会福祉課

取組名	取組内容	担当課
人権ゼミナール	●「人権ゼミナール」や「人権を語る集い」など、市民への人権・同和教育推進事業の中で、障がいのある人の人権をテーマとした学びの機会を提供し、障がいのある人の人権と尊厳が保障される社会の実現を目指します。また、障がいのある人の人権と社会的責任について、学校教育や家庭教育、社会教育等の側面からも多様な問題を取り上げ、教育と啓発に努めます。	生涯学習課
障がいのある人に対する虐待の防止及び早期発見	●国、県、関係機関や専門家と連携し、養護者による虐待や障がい者福祉施設従事者等による虐待などを未然に防止し、虐待を受けた障がいのある人の保護や養護者への支援を行うとともに、障がいのある人の権利擁護、自立や社会参加を促進します。また、虐待の通報・届出に対し、「東温市障がい者虐待防止センター」と協力しながら適切な対応を図るとともに、虐待防止に向けた地域のネットワークづくりなど、地域住民や関係団体、障がい者相談支援事業所等と連携した取組を推進します。	社会福祉課
差別の解消に係る取組の強化	●「障がいのある方への対応のしおり」の活用について周知するとともに、職員の研修機会を確保します。	社会福祉課

【基本目標２】地域における生活支援

主要施策４ 相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族などが地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、日常の不安や困りごとから専門的な内容まで、幅広いニーズに対応できる相談支援体制の充実を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
相談支援事業の充実	●障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援、ピアカウンセリング※等の総合的な支援の充実を図ります。また、様々なニーズや困難事例に対応できるよう、相談支援専門員の資質の向上に努めます。	社会福祉課
相談機能の充実	●地域の身近な相談窓口として、民生・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等による相談体制の充実を図ります。また、障がいのある人やその家族からの総合的な相談のほか、困難なケースへの対応、虐待の防止や権利擁護などの役割を担う「東温市基幹相談支援センター」を相談支援の拠点とし、日常生活での困りごとや悩み、障害福祉サービスの利用など、障がいのある人やその家族などから、様々な相談を総合的に受け付け、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援します。	社会福祉課
障がい者地域自立支援協議会の機能強化	●障がいのある人の視点に立った相談支援事業の運営評価、地域生活を支援する人材の育成、また、新たな社会資源の発掘や障がい者施策への反映等について、地域自立支援協議会を中核機関として取組を推進するとともに、部会活動の充実などにより機能強化を図ります。	社会福祉課

※【ピアカウンセリング】障がい者が自らの体験に基づいて、他の障がい者の悩みなどを聞く取組のこと。

主要施策5 情報アクセシビリティ※の強化

障がいのある人が必要な情報を円滑に収集・利用できるよう、障がいの状況に応じた収集手段の確保や情報提供の充実など、情報アクセシビリティ（情報の利用のしやすさ）の強化に努めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
情報提供の充実	●障がいのある人がどのような情報を必要とし、そのためにどのような情報提供が必要かについての的確に把握し、広報紙やホームページ等を有効に活用して、分かりやすい情報提供を行います。	社会福祉課
視覚・聴覚障がい者等への情報提供手段の整備	●ボランティア団体による広報紙等の音声訳など、障がいの状況に応じた情報提供に努めます。	社会福祉課

※【情報アクセシビリティ】障がいの有無にかかわらず、パソコンや携帯電話などをはじめとする多様な手段によって、円滑に情報の入手ができること。又は、その手段を円滑に利用できること。なお、本施策における「アクセシビリティ」とは「利用のしやすさ」のこと。

主要施策6 福祉サービス等の提供支援

障がいのある人が、住み慣れた地域や家庭で安心して生活や社会参加ができるよう、多様なニーズに対応した福祉サービス等の提供や日常生活に関する支援を推進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
居宅介護	●家庭を訪問して障がいのある人の日常生活を支え、本人や家族の負担を軽減するため、ホームヘルプサービスの提供支援を推進します。	社会福祉課
行動援護、同行援護	●自己判断能力が制限されている人の行動・外出支援サービスや、重度の視覚障がいのある人の外出支援サービスの提供支援を推進します。	社会福祉課
通所サービス等	●生活介護・自立訓練・就労支援などの障害福祉サービスを提供する事業所、地域活動支援センター、障がい児通所サービス事業所などにおいて、日中活動の場の提供を支援します。	社会福祉課
短期入所等	●病気などで一時的に介護ができない場合や介護者の一時的な休息を図るため、短期入所等の提供を推進します。また、障がいのある児童や重度の重複障がいのある人の受け入れ体制の確保に努めます。	社会福祉課
生活サポート事業	●介護給付支給決定者以外の人（非該当）について、日常生活に関する支援、家事に対する必要な支援を推進します。	社会福祉課
デイケア「青空」	●在宅で生活する精神障がいのある人を対象に、地域での居場所や支え合う仲間づくり、活動の機会を提供します。調理、ガーデニング、スポーツ、学習等の活動を通して参加者同士の交流を深めるとともに、疾患や生活を支える福祉制度等についての理解を深め、社会活動への参加を促進します。	健康推進課
補装具費の支給	●身体障がいのある人等の機能損傷を補い、日常生活等の能力の向上を図るため、補装具の購入や修理に係る費用を支給します。	社会福祉課

取組名	取組内容	担当課
日常生活用具費の支給	●重度障がいのある人に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具購入等に要する費用の支給を行います。	社会福祉課
小児慢性特定疾病 児童日常生活用具 の給付	●小児慢性特定疾病児のうち、児童福祉法や障害者総合支援法による施策の対象とならない児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。	健康推進課
民間福祉施設の整備	●社会福祉法人等が設置する施設等の整備において、国の補助金の活用を支援し、各種障がい者施設等の整備を促進します。	社会福祉課
障がい者手帳取得 の促進	●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について、制度の周知を図るとともに手帳取得を促進します。	社会福祉課
各種手当等の支給	●障がいのある人や家族の経済的負担を軽減するため、国・県の制度に基づき、各種手当等を支給します。	社会福祉課
苦情解決体制の充実	●福祉サービスに関する苦情の適切な解決のため、福祉事業者が福祉サービスに関する苦情処理の第三者委員会を設置するよう促し、苦情解決体制の充実を図ります。	社会福祉課
移動支援事業の推進	●屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進します。	社会福祉課
自動車免許取得 費、改造費の助成	●自動車運転免許取得費、自動車改造費の助成制度の周知に努め、利用を促進します。	社会福祉課
障がい者タクシー 利用助成券の交付	●対象となる人にタクシー利用助成券を交付し、移動交通手段の確保と社会参加の促進を図ります。	社会福祉課

【基本目標３】健康づくりへの支援

主要施策７ 保健サービスの充実と医療費の助成

障がいの原因となる疾病等の予防や相談支援体制の充実を図るとともに、特定健診等の受診率の向上に努め、早期発見・早期治療の充実を図ります。また、障がいの状況に応じて、医療費の助成などを行い、経済的な支援を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
生活習慣病予防知識の普及・啓発	●健康教室や健康相談の充実、健康づくりに関するポスターやリーフレットの配布、広報紙やホームページへの掲載等により、市民の健康づくりに関する意識の醸成や生活習慣病の予防、健康の保持増進を図ります。	健康推進課
妊娠の届出及び母子健康手帳の交付	●子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳の交付をはじめ、妊娠期からの母子の健康増進を図り、不安の解消等に努めます。また、センターの周知に努めます。	健康推進課
成人健康相談の充実	●健康に関する相談を通じて、日々の不安の解消や生活習慣の見直しを支援するとともに、広報紙やホームページ、地域の回覧等を通じて周知を行い、相談しやすい環境づくりを推進します。	健康推進課
健康診査・がん検診事業	●健康診査やがん検診等で障がいの特性に配慮するとともに、より配慮ができる施設でのドック健診や個別健診の周知を図ります。	健康推進課
特定健診・特定保健指導	●メタボリックシンドロームの発症リスクの高い対象者を早期に発見し、生活習慣の改善により発症と重症化を予防します。また、受診率の向上を目指し、健康に関する意識の啓発、受診勧奨、受診しやすい体制の整備に努めます。	健康推進課
妊婦一般健康診査の充実	●妊婦一般健康診査の受診勧奨を行うとともに、必要に応じて医療機関と連携をとりながら、個別支援の充実を図ります。	健康推進課

取組名	取組内容	担当課
自立支援医療（更生・育成）制度の推進	●心身の障がい除去・軽減のための医療について、自立支援医療制度に基づき医療費の自己負担額の一部を給付します。	社会福祉課
重度心身障がい者（児）医療費支給制度の推進	●重度心身障がい者の福祉の増進とその家族の経済的負担を軽減するため、医療の給付に係る一部負担金を助成します。	社会福祉課
予防接種の推進	●予防接種率を向上させるため、健診や育児教室等の節目において、接種の勧奨に努めます。	健康推進課

主要施策8 精神保健事業の充実

精神に障がいのある人や心の健康に不安がある人等が、地域で自分らしく生活できるよう相談や支援を充実するとともに、心の健康について、正しい知識の普及を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
こころの健康相談	●原因が分からないが疲れる、人間関係がうまくいかななど、心と体の健康に関する相談を精神科医師と保健師が受け、問題解決に向けた支援を行います。	健康推進課
こころの健康講座	●市民一人ひとりが心の健康問題の重要性を認識するとともに、自分や身近な人の心の不調に早く気づき、対処することができるよう、正しい知識の普及を図ります。	健康推進課
ゲートキーパー養成講座	●日頃から地域住民と接する機会の多い民生・児童委員や地域ボランティア、関係機関等を対象にゲートキーパー養成講座を開催し、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対し、早期の気づきに対応できる地域の担い手を育成します。	健康推進課
精神保健訪問・相談	●精神に障がいのある人、心の健康に不安がある人等の心の健康づくりのために、保健師が訪問・相談を行い、問題解決に向けた支援を行います。	健康推進課

取組名	取組内容	担当課
精神保健家族教室	●精神に障がいのある人の家族を対象に教室を開催します。講演、座談会、情報交換等を通して、疾患や障がいの特性をはじめ、精神保健福祉についての理解を深めるとともに、家族同士の気持ちの分かち合い、支え合いの機会とします。	健康推進課
精神障がい者地域家族会の活動支援	●会員同士の気持ちの分かち合いや支え合いができ、また、精神に障がいのある人の社会活動への参加促進や、心の健康づくりに関する正しい知識の普及に向けた活動ができるよう支援します。	健康推進課
精神保健に関する連絡会	●関係機関と連携して情報共有や支援体制の検討等を行い、精神保健の推進を図ります。	健康推進課

【基本目標４】 自立と社会参加の促進

主要施策９ 雇用・就労の促進

関係機関と連携し、障がいのある人の就労機会や障がいの特性に応じた多様な就労の場の確保等、雇用機会の拡大を図ります。また、公的機関での雇用や物品等の発注を推進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
公共職業安定所等との連携の推進	●公共職業安定所、就労継続支援事業所、高齢・障害・求職者雇用支援機構、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、情報の共有を図りながら、障がいのある人の職場の拡大や雇用の継続を推進します。	社会福祉課
多様な就労の場の提供	●一般就労が困難な障がいのある人の働く場を確保するため、多様な就労の場（就労継続支援事業所など）の提供に努めます。	社会福祉課
障がいのある人の職員への雇用推進	●「障がい者活躍推進計画」を策定し、障がいのある職員の安定した雇用を図るための体制整備や各種取組を進め、障がいのある人の職員雇用を推進します。	総務課
障害者就業・生活支援センターの活用	●就業面や生活面における一体的な相談支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の活用を促進します。	社会福祉課
職場定着の促進	●就労継続者との電話連絡や就労先訪問等により、就労後の支援の充実を図ります。また、職業センター等との連携を図り、ジョブコーチ等の活用により障がいのある人の職場定着を促進します。	社会福祉課
障害者優先調達法の推進	●「障害者優先調達推進法」に基づき、市の調達方針を作成し、障がい者施設などからの物品等の調達について積極的に取り組みます。また、市が主催する行事等において物品販売の機会を確保するなど、障がい者施設等に対する配慮を行います。	社会福祉課

主要施策 10 スポーツ・文化芸術活動の振興

障がいのある人が様々なスポーツや文化活動に親しみながら、参加できる機会の拡大を図るとともに、スポーツや文化芸術活動を通じた交流を支援します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
各種障がい者スポーツ大会への参加	●障がいのある人の体力・気力の維持・増進、並びに残存機能の向上を図るため、スポーツ大会等への参加を積極的に呼びかけ、参加者の交流や社会参加を推進します。	社会福祉課 生涯学習課
文化活動の成果発表の場の拡大	●障がい者団体や施設利用者による文化活動の成果発表の場の拡大を図るとともに、開催を支援します。	生涯学習課
スポーツ交流の促進	●市で開催する各種スポーツ事業において、障がいのある人も参加できるよう環境の整備を図り、障がいのない人とのスポーツによる交流を促進します。	生涯学習課

【基本目標5】療育・保育・教育の充実

主要施策 11 早期発見とフォロー体制の構築

保健・医療・福祉が密接に連携し、障がいの早期発見に努めるとともに、相談や指導、通園・通所、教育といった支援が切れ目なくスムーズに行われるよう、フォロー体制の充実を図り、個人の特性に応じたきめ細かな支援を行います。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
乳幼児相談の充実	●育児中の保護者が気軽に相談できる場として、また、健診後のフォローの機会として、乳幼児相談の充実を図ります。	健康推進課
育児相談教室	●育児相談教室において、子どもの特性に応じた関わり方や言葉の発達に関する相談に対応するとともに、子育ての不安軽減を図り、教室に参加しやすい環境づくりに努めます。	健康推進課
育ちの支援教室	●保護者と一緒に子どもへの関わり方や発達について共に考える場である「育ちの支援教室」での相談・支援を通して、子育ての不安軽減を図り、就学支援等を行います。	保育幼稚園課
こんにちは赤ちゃん事業	●生後4か月までの乳児がいる全ての世帯を訪問し、家庭環境の把握や子育てに関する助言、適切なサービス情報の提供等を行い、育児不安の解消に努めます。また、訪問できなかった世帯へのフォローや関わり方について検討します。	保育幼稚園課
養育支援訪問事業	●養育困難な家庭等に対し家庭訪問を行い、状況の把握と適切な支援を行います。	保育幼稚園課
乳幼児健康診査の充実	●健診の機会を逃さないよう、関係機関と連携して受診勧奨を行うとともに、必要に応じて健診後に個別フォローを行います。	健康推進課
未熟児訪問指導	●病院との連絡票を通じて保健師が訪問し、一人ひとりに応じた支援に努めます。	健康推進課

取組名	取組内容	担当課
保育所・幼稚園等への訪問支援の推進	●保育所等訪問支援事業をはじめ、障がいのある子どもが通う保育所・幼稚園等への専門支援スタッフの訪問支援を推進します。また、早期療育の考え方や支援方法について、保護者への丁寧な説明に努めます。	社会福祉課 保育幼稚園課
統合保育の充実	●障がいのある子どもの発達を支援するため、集団保育が必要とされる子どもを保育所・幼稚園が積極的に受け入れるとともに、十分な支援ができるよう職員体制の充実を図ります。	保育幼稚園課
障がい児通所支援の充実	●障がい児通所支援体制の充実を図るとともに、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図ります。また、身近な地域で支援が受けられるよう、市内に児童発達支援事業所の設置を検討します。	社会福祉課
保育士研修の実施	●保育士の資質の向上を図るために、市内の保育所・幼稚園の職員を対象に統合保育に関連した研修会等を実施します。また、保育所・幼稚園においては、学習会等を行い、より良い保育を目指します。	保育幼稚園課
障がい児教育相談・就学支援の推進	●発育や発達に不安のある幼児や児童・生徒の保護者を対象に、養育や教育の在り方についての相談や適切な就学支援を行うとともに、一人ひとりの教育ニーズに応じた多様な学びの場づくりに努めます。また、実施に当たっては、各関係機関との連携や情報交換を強化します。	学校教育課
特別支援巡回相談事業	●市内の保育所・幼稚園等に通う子どもの健やかな成長を支えるために、相談員が各園を巡回し、実際に子どもと関わりながら、保護者や教職員の困りごとや心配ごとを一緒に考え解決を図ります。また、巡回相談員が幼稚園、小・中学校を巡回し、教員への指導助言、保護者への啓発・相談を行います。	学校教育課

主要施策 12 インクルーシブ教育※システムの推進

障がいの有無にかかわらず誰もが共に学び合う環境をつくることを念頭に置いて、全ての子どもが豊かな人格を形成できるよう、学校教育の充実に努めます。また、一人ひとりのニーズや特性に応じた教育が行われるよう、特別支援学級や通級指導教室での指導の充実及び教職員の資質の向上に努めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
特別支援学級の充実	●特別支援学級に在籍する児童・生徒の障がいの程度や特性を考慮し、各学校の特色を生かした教育課程を編成するとともに、教育内容や方法を更に工夫・改善して、児童・生徒一人ひとりに応じた教育の推進や多様な学びの場づくりに努めます。	学校教育課
設備の充実と教育機器の導入	●特別支援学級や通級指導教室に、障がいの種類や程度に応じた教育機器・訓練機器等の導入を行い、教育効果を高めます。	学校教育課
在学中の就学相談の充実	●関係機関と連携し、教育上特別な措置を必要とする障がいのある子どもに対する適切な就学相談の充実に努めます。	学校教育課
特別支援教育研修の実施	●小・中学校の教職員に対する子育て支援・特別支援教育の理解と認識を一層深めるとともに、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな支援ができるよう、研修の実施に努めます。	学校教育課
通級による指導の充実	●通常の学級に在籍する難聴・言語障がい・発達障がい・情緒障がい等の児童・生徒を対象に、通級による個別の指導を行うよう努めます。	学校教育課
生活支援員配置事業	●幼稚園、小・中学校に在籍する障がいのある子ども（発達障がいを含む）を適切に支援するため、生活支援員を配置し、食事、教室移動の補助といった日常生活上の介助を行うとともに、LD（学習障がい）の児童・生徒に対する学習支援、ADHD（注意欠如・多動性障がい）やASD（自閉スペクトラム症）の幼児・児童・生徒に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行います。	学校教育課 保育幼稚園課

※【インクルーシブ教育（インクルーシブ教育システム）】障がいのある子どもと障がいのない子どもが、お互いに尊重し、支え合いながら学ぶことができる教育の仕組みのこと。障がいの有無にかかわらず初等中等教育の機会が与えられることや、障がいのある子どもに対する合理的配慮が提供されることなどが必要とされている。

主要施策 13 子育て支援の充実

障がいのある子どもが身近な地域で安心して生活できるよう、教育や福祉等の関係機関が連携して、放課後等の居場所を確保するとともに、適切な遊びと生活の場づくりを推進します。また、手当の支給などにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
放課後等デイサービスの推進	●日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う放課後等デイサービスの利用を推進します。また、教育（学校）と福祉（サービス事業所）の連携を推進します。	社会福祉課
放課後児童健全育成事業	●保護者の就労等により、日中に家庭で児童を監護することができない世帯の児童を児童クラブで預かり、適切な遊びと生活の場を提供します。また、障がいのある児童を受け入れるための体制整備や研修を実施します。	保育幼稚園課
障がい児居宅支援の推進	●障がいのある児童が在宅の障害福祉サービスを受けた場合、その費用の一部を負担します。	社会福祉課
特別児童扶養手当の支給	●身体又は精神に障がいのある児童（20歳未満）を監護・養育している人を対象に、特別児童扶養手当を支給します。	社会福祉課
特別支援教育児童・生徒の就学補助の実施	●特別支援学級へ就学する児童・生徒について、保護者等の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一定額の援助を行います。	学校教育課
障がい児タイムケア事業	●特別支援学校などに通う児童が放課後等に活動する場を確保するとともに、保護者の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業を実施します。	社会福祉課

【基本目標6】誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

主要施策 14 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人が地域で安心・安全に暮らすことができるよう、ハード・ソフト両面のバリアフリー化に引き続き取り組むとともに、暮らしやすい生活環境の整備を推進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
公共建築物等の整備	●既存の公共施設について、誰もが利用しやすいよう改善整備に努めます。また、新たに公共施設を建築する際にもバリアフリー化を推進し、誰もが住みやすい環境づくりに努めます。	財政課
公園施設の整備	●市民の健康保持・増進に寄与するため、地域の身近な公園を整備します。また、誰もが安全で快適な公園を利用できるよう、多目的トイレやスロープ、点字ブロック等の設置に努めます。	都市整備課
歩道等の整備	●歩道整備を進める路線については、必要な箇所への点字ブロック設置、段差の解消など、安全な歩道等の整備を促進します。	建設課
ユニバーサルデザインの推進	●より多くの人に分かりやすい標識の設置、利用しやすい建物・空間の整備など、まちのユニバーサルデザイン化を推進します。	社会福祉課
迷惑駐車対策	●通報のあった放置車両については、撤去に向けた処理を行い、安全な通行を確保します。	建設課
交通安全対策事業	●交通安全運動週間などにおいて、交通指導車での広報活動や保育所・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校等における交通安全教室、高齢者世帯交通安全指導等を実施し、交通安全対策の充実を図ります。	危機管理課
視覚障がい者用信号機付加装置の整備促進	●メロディ付き信号機や青延長用押ボタン付き信号機等、障がいのある人に配慮した機器の設置について、必要に応じて検討を行い警察署に要望していきます。	危機管理課

取組名	取組内容	担当課
市営住宅の整備	●障がいのある人に配慮した市営住宅の建設を進めるとともに、既存の市営住宅についても、障がいのある人が利用しやすいように整備を推進します。	都市整備課
公共交通機関におけるバリアフリー化の推進	●障がいのある人が利用しやすい公共交通となるよう、交通事業者が取り組む鉄道駅のバリアフリー化やノンステップバス車両の導入等を支援します。	都市整備課

主要施策 15 地域福祉の推進

障がい者団体や地域等との連携を図るとともに、活動への支援を行い、地域で見守り支え合う住民参加による地域福祉を推進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
障がい者団体、家族会等への支援	●障がい者団体や家族会等が行う自主的な活動を支援し、障がいのある人の自立を促進します。	社会福祉課
地域との連携	●地域における解決困難な事案については、市と社会福祉協議会が地域と協力しながら改善を図るよう努めます。	社会福祉課
コミュニティソーシャルワーカー※の育成	●生活課題を抱えた障がいのある人を支えるため、その中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンの育成に向けて、専門的な研修等の充実を図ります。	社会福祉課
ボランティア活動普及推進事業の充実	●障がいのある人を援助するボランティア組織の強化や、地域住民による援助体制の確立を支援するとともに、連携体制の充実を図ります。	社会福祉課
ボランティアセンターの充実	●ボランティアセンターにおけるボランティア活動を支援します。	社会福祉課
手話奉仕員の養成	●手話奉仕員養成研修を行い、障がいのある人の意思疎通を支援する人材の養成を推進するとともに、市民の参加を促進します。	社会福祉課

※【ソーシャルワーカー】心身に障がいがある人やその家族が福祉サービスを受けられるように、援助や提案を行う福祉のスペシャリストのこと。

主要施策 16 防災・防犯対策の推進

要配慮者支援制度の普及や地域防災力の強化を図り、自然災害などの緊急時における障がいのある人への支援体制を強化します。また、警察等関係機関と緊密に連携し、交通事故防止や防犯に関する啓発活動の推進に努めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
防災意識の啓発	●防災研修・防災訓練の機会を通じて、防災知識の普及・啓発に努めます。また、防災マップや各種パンフレットを活用して、防災意識の啓発を図ります。	危機管理課
防災計画の推進	●要配慮者への適切な支援ができるよう、防災関係機関と福祉・保健・医療等の関係機関が連携して、地域防災計画の推進や地域防災力の強化に努めます。	危機管理課
自主防災組織による避難対策	●各地区の自主防災組織において、防災士が中心となって地域防災力の強化を図るとともに、障がいのある人の避難や救助、情報連絡体制の確立に努めます。	危機管理課
地域における防犯推進体制の整備	●防犯に配慮したまちづくりの研究に努めるとともに、自治会等の各種団体が中心となって「地域の安全は地域で守る」という意識の醸成を図れるよう、防犯意識の啓発や防犯推進体制の整備に努めます。	危機管理課
防犯情報の収集と提供	●警察等関係機関との緊密な連携のもと、防犯に関する情報を収集し、広報紙への掲載やメール配信、防災行政無線放送、アプリの活用による効果的な情報提供に努めます。	危機管理課 学校教育課
要配慮者支援制度の推進	●災害時に自力で避難をすることが困難な高齢者・障がい者・難病患者など、要配慮者等の情報を地域の自治会や民生・児童委員等の支援者に提供し、要配慮者が必要な支援を受けられる体制を推進します。また、避難支援等関係者への情報提供について意思表示をしていない人を対象に、要配慮者支援制度についての啓発活動を推進します。	社会福祉課 危機管理課 長寿介護課 健康推進課 消防本部

取組名	取組内容	担当課
障がい者意思表示カード（ＳＯＳカード）の配布	●災害時をはじめとする緊急時に、障がいのある人が支援を求めていることを意思表示することで、障がい特性に応じた支援を受けることができるよう、ＳＯＳカードやヘルプマーク、ヘルプカード等の「意思表示カード」を配布します。	社会福祉課
消費生活トラブルに関する相談の充実	●消費生活に関する情報提供の充実を図り、トラブルや被害の早期発見・対応に努めます。また、学校施設など関係機関と連携し、障がいのある人及び見守る人（ヘルパー等）を対象とした消費者教育に関する出前授業や見守り活動を推進します。	総務課

第3部 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

第1章 前期計画の進捗と評価

1 成果目標の進捗状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和2(2020)年度末までに、平成28(2016)年度末時点の福祉施設入所者59人のうち2人(3.4%)を削減目標としていましたが、令和元(2019)年度末では2人増加しています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	進捗状況 (令和元年度)	国の基本指針
①平成28(2016)年度末時点の施設入所者数	59人 (基準値)	—	—
②令和2(2020)年度末の施設入所者数	57人	61人	—
③施設入所者の削減見込み(①－②)	2人	-2人	—
④施設入所者の削減割合(③/①)	3.4%	-3.4%	①から2%以上削減
⑤令和2(2020)年度末の施設入所からの地域生活移行者数	6人	0人	—
⑥地域生活移行率(⑤/①)	10.2%	0%	①の9%以上

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築については、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置しています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	進捗状況 (令和元年度)	国の基本指針
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	設置済み	各市町に協議の場を設置

※【地域包括ケアシステム】高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される仕組みのこと。

（３）地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等については、1箇所整備することを目標としています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	進捗状況 (令和元年度)	国の基本指針
地域生活支援拠点等の整備箇所数	1 箇所	協議中	各市町に少なくとも1箇所を整備

（４）福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行

福祉施設利用者のうち一般就労へ移行する人については、令和2（2020）年度末において3人を目標としており、令和元（2019）年度末では目標を達成しています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	進捗状況 (令和元年度)	国の基本指針
①平成28(2016)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	2人 (基準値)	—	—
②令和2(2020)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	3人	5人	—
③一般就労移行割合(②/①)	1.5倍	2.5倍	①の1.5倍以上

② 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設利用者のうち、令和2（2020）年度の就労移行支援事業の利用者を9人とすることを目標としていますが、令和元（2019）年度末では7人となっています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	進捗状況 (令和元年度)	国の基本指針
①平成28(2016)年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	7人 (基準値)	—	—
②令和2(2020)年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	9人	7人	—
③利用者数の増加割合(②/①-1)	28.6%	0.0%	①の2割以上増加

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

令和元（2019）年度末では、就労移行率が3割以上の事業所数を確保しています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	進捗状況 (令和元年度)	国の基本指針
①令和2(2020)年度末時点の就労移行支援事業所数	—	1 箇所	—
②令和2(2020)年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所数	—	1 箇所	—
③令和2(2020)年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所数が全事業所数に占める割合(②/①)	50.0%	100.0%	①の5割以上

④ 就労定着支援事業による職場定着率

就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%にすることを目標としています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	進捗状況 (令和元年度)	国の基本指針
①令和元(2019)年度中の就労定着支援の新規利用者数	5 人	0 人	—
②上記のうち、支援開始1年後の職場定着率	80.0%	—	①の8割以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

令和元（2019）年度末時点では、児童発達支援センターは未設置となっています。

重症心身障がい児に対応した事業所は、圏域※で確保しています。

医療的ケア児支援のための協議の場を設置しています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	進捗状況 (令和元年度)	国の基本指針
①令和2(2020)年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1 箇所	0 箇所	各市町に少なくとも1 箇所以上設置
②令和2(2020)年度末までの保育所等訪問支援体制の整備	1 箇所	実績あり	各市町に利用できる体制を構築
③令和2(2020)年度末までの主に重症心身障がい児に対応した事業所数	2 箇所	圏域で確保	各市町に少なくとも1 箇所以上確保
④医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置	設置済み	各市町に協議の場を設置

※圏域(松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町)

2 第5期障がい福祉計画の進捗状況

(1) 訪問系サービス

居宅介護や重度訪問介護は、利用者数、時間数共に増加傾向にあります。

訪問系サービスの利用者数の合計は計画値を下回っていますが、時間数は計画値を大きく上回っています。

サービス種類	単位	第5期実績値		
		平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2(見込) (2020)年度
居宅介護	人/月	69	77	75
	時間/月	1,461	1,561	1,510
同行援護	人/月	10	11	10
	時間/月	208	181	120
重度訪問介護	人/月	2	3	4
	時間/月	439	561	700
行動援護	人/月	2	2	2
	時間/月	37	40	25
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合 計	人/月	83	93	91
	時間数/月	2,145	2,343	2,355

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2(見込) (2020)年度
合 計	人/月	97	101	106	83	93	91
	時間/月	789	745	704	2,145	2,343	2,355

(2) 日中活動系サービス

療養介護の利用者数は、概ね計画どおりですが、短期入所（福祉型）や就労継続支援（A型）の利用者数及び日数は計画値を大きく下回っています。

また、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）の利用者数、日数も計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2(見込) (2020)年度
療養介護	人/月	8	7	7	8	8	7
生活介護	人/月	137	141	145	127	128	130
	人日/月	2,583	2,683	2,785	2,431	2,502	2,550
短期入所 (福祉型)	人/月	57	60	64	24	26	18
	人日/月	191	235	289	119	113	100
短期入所 (医療型)	人/月	2	2	2	1	1	0
	人日/月	16	16	16	14	1	0
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1	0	0	0
	人日/月	4	3	2	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	3	3	3	1	1	4
	人日/月	16	15	15	5	11	40
就労移行支援	人/月	8	8	9	4	3	8
	人日/月	130	136	150	64	61	130
就労継続支援 (A型)	人/月	81	92	104	58	58	55
	人日/月	1,364	1,600	1,878	1,096	1,086	1,060
就労継続支援 (B型)	人/月	129	141	155	108	114	120
	人日/月	2,030	2,284	2,570	1,835	1,981	2,020
就労定着支援	人/月	3	5	7	1	1	0

(3) 居住系サービス

施設入所支援の利用者数は概ね計画どおりですが、グループホームの利用者数は計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2(見込) (2020)年度
グループホーム (共同生活援助)	人/月	15	15	14	23	23	26
施設入所支援	人/月	59	59	57	60	61	62
自立生活援助	人/月	3	4	5	0	0	0

(4) 相談支援

計画相談支援の利用者数は、計画値を大きく下回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2(見込) (2020)年度
計画相談支援	人/月	86	110	140	69	76	80
地域移行支援	人/月	4	5	6	0	0	0
地域定着支援	人/月	1	1	1	0	0	0

(5) 地域生活支援事業（必須事業）

成年後見制度利用支援事業の利用者数は、概ね計画どおりです。

手話通訳者派遣事業の利用者数は計画値を大きく上回っていますが、要約筆記者派遣事業の利用者数は計画値を大きく下回っています。

日常生活用具給付等事業については、介護・訓練支援用具及び排せつ管理支援用具の給付件数が計画値を下回っています。

移動支援事業の利用者数は概ね計画どおりですが、地域活動支援センターの利用者数は計画値を下回っています。

サービス種類		単位	第5期計画値			第5期実績値		
			平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2(見込) (2020)年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有	無	無	無
相談支援事業	障害者相談支援事業	委託事業所数	0	0	0	0	0	0
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	無	無	無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業		利用者数/年	2	3	3	2	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	延人/年	146	173	204	291	319	26
		利用件数/年	3	3	3	3	4	3
	要約筆記者派遣事業	延人/年	44	59	78	2	6	4
		利用件数/年	3	3	4	2	2	2
	手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1	0	0	0
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付件数/年	8	11	16	2	2	2
	自立生活支援用具	給付件数/年	6	6	6	7	8	6
	在宅療養等支援用具	給付件数/年	5	5	5	5	7	8
	情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	9	9	8	11	4	6
	排せつ管理支援用具	給付件数/年	425	462	502	353	398	450
	居宅生活動作補助用具（在宅改修費）	給付件数/年	1	1	1	1	1	3
手話奉仕員養成研修事業		修了者数	10	10	10	8	7	9
移動支援事業		実施箇所数	29	31	32	27	26	27
		利用者数/年	41	43	46	38	44	44
		延利用時間/年	2,336	2,438	2,545	2,937	2,940	2,500
地域活動支援センター		実施箇所数	1	1	1	1	1	1
		利用者数/月	10	10	10	4	4	4

(6) 任意事業

日中一時支援事業の利用者数は計画値を大きく上回っていますが、利用回数については概ね計画どおりです。

タイムケア事業は、利用者数、日数ともに計画値を下回っています。

自動車運転免許取得費助成事業や自動車改造費助成事業の利用件数は、概ね計画どおりです。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2(見込) (2020)年度
日中一時支援事業	実施箇所数	11	11	11	14	14	16
	人/年	13	12	11	64	68	60
	回/年	569	592	617	531	568	500
タイムケア事業	人/月	31	30	29	25	20	17
	回/月	264	278	293	106	79	64
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1	0	0	0
生活サポート事業	人/年	1	1	1	0	0	0
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	1	1	1	2	0	1
自動車改造費助成事業	件/年	1	1	1	1	1	1

3 第1期障がい児福祉計画の進捗状況

(1) 障害児通所支援

児童発達支援は、利用者数、日数ともに計画値を下回っています。

放課後等デイサービスの利用者数は概ね計画どおりですが、日数は計画値を大きく上回っています。

保育所等訪問支援は、概ね計画どおりです。

サービス種類	単位	第1期計画値			第1期実績値		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2(見込) (2020)年度
児童発達支援	人/月	41	43	45	26	32	35
	人日/月	299	314	331	225	263	250
医療型児童 発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人/月	83	87	92	86	96	110
	人日/月	786	826	869	1,057	1,233	1,350
保育所等 訪問支援	人/月	1	1	1	1	2	4
	人日/月	2	2	2	1	3	6
居宅訪問型児童 発達支援	人/月	0	0	0	0	1	0
	人日/月	0	0	0	0	1	0
医療的ケア児に 対する関連分野の 支援を調整する コーディネーター 配置数	人	-	-	-	1	2	2

(2) 障害児相談支援

障害児相談支援の利用者数は、概ね計画どおりです。

サービス種類	単位	第1期計画値			第1期実績値		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2(見込) (2020)年度
障害児相談支援	人/月	31	33	34	24	28	30

第2章 成果目標の設定

1 基本指針の見直しについて

平成28（2016）年5月に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が一部改正され、平成30（2018）年4月から施行されました。これにより、「自立生活援助」「就労定着支援」が新設されるなど、障がい者の地域での暮らしを支援するサービスが拡充されるとともに、医療的ケア児への支援のための保健・医療・福祉等の連携や障がい児へのサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、各自治体が障がい児福祉計画を定めることとなりました。

さらに、令和2（2020）年1月に「社会保障審議会障害者部会」が開催され、「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」の見直しが示され、同年5月に告示されました。

「基本指針見直しの主なポイント」として、地域における生活の維持及び継続の推進をはじめ「地域共生社会」の実現に向けた取組、発達障がい者等支援の一層の充実など、計画に加えるべき方向性が示されています。

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画においては、この指針に基づいて成果目標を設定します。

【基本指針見直しの主なポイント】

基本指針	見直しのポイント
1 地域における生活の維持及び継続の推進	・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。 ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。 ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症に係る取組事項を盛り込む。
3 福祉施設から一般就労への移行等	・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。 ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める。 ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。
4 「地域共生社会」の実現に向けた取組	・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。
5 発達障害者等支援の一層の充実	・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。 ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。
6 障害児通所支援等の地域支援体制の整備	・難聴障害児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。 ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。 ・障害児入所支援における１８歳以降の支援の在り方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。 ・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。
7 障害者による文化芸術活動の推進	・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む。
8 障害福祉サービスの質の確保	・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む。
9 福祉人材の確保	・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む。
10 その他	・相談支援体制の充実強化 ・障害児通所支援体制の教育施策との連携

注：「見直しのポイント」は、各自治体の取組に係る大きな方針や考え方を示したもので、必須記載事項ではありません。

【成果目標（令和５年度末の目標）の見直しのポイント】

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 施設入所者の地域生活への移行 ・ 地域移行者数：令和元年度末施設入所者の６％以上
- ・ 施設入所者数：令和元年度末の１.６％以上削減

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316 日以上（平成 30 年時点の上位 10％の都道府県の水準）（新）
- ・ 精神病床の１年以上入院患者数：10.6 万人～12.3 万人に（平成 30 年度の 17.2 万人と比べて 6.6 万人～4.9 万人減）
- ・ 退院率：３か月後 69％以上、６か月後 86％以上、１年後 92％以上（平成 30 年時点の上位 10％の都道府県の水準）

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも１つ以上確保しつつ、年１回以上運用状況を検証・検討

4 福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 一般就労への移行者数：令和元年度の 1.27 倍、うち移行支援事業：1.30 倍、就労 A 型：1.26 倍、就労 B 型：1.23 倍（新）
- ・ 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、７割以上の利用（新）
- ・ 就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所：７割以上（新）

5 障害児支援の提供体制の整備等

- 障害児支援の提供体制の整備等
- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１箇所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保（新）
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも１箇所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（一部新）

6 相談支援体制の充実・強化等

○ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

2 成果目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

令和元（2019）年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和5（2023）年度末における地域生活移行者数の目標値を設定します。

■ 国の基本指針 ■

- (1) 令和元（2019）年度末時点の施設入所者6%以上が地域生活に移行する。
- (2) 令和5（2023）年度末の施設入所者数を、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

① 施設入所者の地域移行

- 令和元（2019）年度末時点の施設入所者数 61 人に対して、令和5（2023）年度末までに3人（4.9%）が地域で暮らすことを目指します。

項目	数値
令和元（2019）年度末時点の施設入所者数（A）	61 人
令和5（2023）年度末までの施設入所者の地域移行者数（B）	3 人
地域生活移行率（B/A）	4.9%

② 施設入所者の削減

- 令和元（2019）年度末時点の施設入所者数 61 人に対して、令和5（2023）年度末までに施設入所者数を1人（1.6%）減らすことを目指します。

項目	数値
令和5（2023）年度末時点での施設入所者の削減数（C）	1 人
令和元（2019）年度末時点の施設入所者の削減割合（C/A）	1.6%

目標達成に向けた取組方策
○施設入所者の地域生活への移行を推進するとともに、地域で生活している人が、個々のニーズに応じて住み慣れた地域で継続して生活ができるよう支援します。

（２）地域生活支援拠点等有する機能の充実

■国の基本指針■

- （１）令和５（２０２３）年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。
- （２）令和５（２０２３）年度末までの間、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年一回以上、運用状況を検証及び検討することを基本とし、実施回数について年間の見込み数を設定する。

	令和５ (2023) 年度
（１）令和５（２０２３）年度末までの地域生活支援拠点等の整備箇所数	１箇所
（２）地域生活支援拠点等（システム）が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数（回/年）	１回/年

注：令和２(2020)年度に整備。

目標達成に向けた取組方策
○地域生活支援拠点等に必要な面的整備を行い、基幹相談支援センターや障害福祉サービス事業所などの関係機関が連携し、障がいのある人の「親亡き後」を見据えた地域生活について支援するシステムの構築を推進します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

■国の基本指針■

【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標】

- (1) 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5（2023）年度中に移行する者の目標値は、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。
- (2) 上記（1）のうち、就労移行支援事業から、令和5（2023）年度中に移行する者の目標値は、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とする。
- (3) 上記（1）のうち、就労継続支援A型事業から、令和5（2023）年度中に移行する者の目標値は、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指す。
- (4) 上記（1）のうち、就労継続支援B型事業から、令和5（2023）年度中に移行する者の目標値は、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指す。

- 令和5（2023）年度までに7人が一般就労することを目指します。
- 就労移行支援事業利用者から、令和5（2023）年度に2人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援A型事業利用者から、令和5（2023）年度に5人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援B型事業利用者から、令和5（2023）年度の一般就労は見込んでいません。

	令和元 (2019) 年度	令和5 (2023) 年度	移行割合 (国の指針)
(1) 一般就労への移行	5人	7人	1.40 倍 (1.27 倍)
(2) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	1人	2人	2.00 倍 (1.30 倍)
(3) 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数	4人	5人	1.25 倍 (1.26 倍)
(4) 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数	0人	0人	— (1.23 倍)

【就労定着支援事業に関する目標】

- (5) 令和5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- (6) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率※が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

※【就労定着率】過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち、前年度末時点の就労定着数の割合

- 令和5（2023）年度までに一般就労に移行する7人のうち5人の就労定着支援利用者数を目指します。

	令和2 (2020)年度 ＜現状値＞	令和5 (2023)年度	移行割合 (国の指針)
(5) 就労定着支援事業の利用者数	0人	5人	71.4% (70.0%)

- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上の事業所数の確保に努めます。

	令和2 (2020)年度 ＜現状値＞	令和5 (2023)年度
(6) ①就労定着支援事業所の箇所数	0箇所	1箇所
(6) ②上記①のうち就労定着率が8割以上の事業所数	0箇所	1箇所
(6) ③就労定着率8割以上の事業所の割合	0%	100.0% (70.0%以上)

目標達成に向けた取組方策
○相談支援事業所や就労継続支援事業所と連携し、一般就労移行者が就労定着支援事業を利用しやすい環境整備に努めるとともに、就労定着支援事業所の参入を促進します。

(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた体制づくりが必要です。そのため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組をはじめ、障がいの状況に合わせて入所施設等から地域への移行、地域での定着支援などを推進します。

■ 国の基本指針 ■

- (1) 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- (2) 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- (3) 協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。
- (4) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (5) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (6) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (7) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

		令和2 (2020)年度 ＜現状値＞	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		1回	1回	1回	1回
(2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数		14人	16人	16人	16人
(3) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定	—	1回	1回	1回
	評価	—	1回	1回	1回
(4) 精神障がい者の地域移行支援		0人	1人	1人	1人
(5) 精神障がい者の地域定着支援		0人	1人	1人	1人
(6) 精神障がい者の共同生活援助		0人	1人	1人	1人
(7) 精神障がい者の自立生活援助		0人	1人	1人	1人

目標達成に向けた取組方策
○地域自立支援協議会の専門部会を協議の場と位置付け、精神障がい者の地域移行の促進に努めます。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

■国の基本指針■

- （１）令和５（２０２３）年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１箇所以上設置することを基本とする。（市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置も可。）
- （２）令和５（２０２３）年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。（児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等。）
- （３）令和５（２０２３）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を、各市町村に少なくとも１箇所以上確保することを基本とする。（市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置も可。）
- （４）令和５（２０２３）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも１箇所以上確保することを基本とする。（市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置も可。）
- （５）令和５（２０２３）年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。（市町村の単独設置が困難な場合は都道府県関与の上で圏域設置も可。）
- （６）令和５（２０２３）年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とし、必要となる配置人数を見込む。（市町村の単独設置が困難な場合は都道府県関与の上で圏域設置も可。）

		令和２ （２０２０）年度 ＜現状値＞	令和５ （２０２３）年度
（１）児童発達支援センターの設置（確保）数		１箇所（圏域）	１箇所（圏域）
（２）保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		構築済み （圏域）	構築済み （圏域）
（３）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数（確保状況）		確保（圏域）	確保（圏域）
（４）主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数（確保状況）		確保（圏域）	確保（圏域）
（５）医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置		設置済み	設置済み
（６）医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置人数	１人	４人
	配置場所	東温市基幹相談支援センター	東温市基幹相談支援センター 他

注：「圏域」は「松山圏域（松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町）」を指す。

目標達成に向けた取組方策

- 児童発達支援センターについては、近隣市町の児童発達支援センターを圏域利用できるよう調整します。
- 保育所等訪問事業については、近隣市町の事業所とも連携し、市内保育所等における訪問支援を推進します。
- 主に重症心身障がい児に対応した児童通所事業所の確保については、近隣市町の既存事業所を利用できるよう調整します。
- 医療的ケアが必要な児童の支援については、東温市特別支援連携協議会を協議の場と位置付け、保健・医療・障がい福祉・療育・保育・教育等の関係者による協議を推進します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針■

令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

（1）障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無

（2）①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を見込む。

②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数を見込む。

③地域の相談機関との連携強化の取組実施回数を見込む。

	令和2 (2020) 年度 ＜現状値＞	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
（1）総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施	実施	実施	実施
（2）①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	6件	10件	10件	10件
（2）②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件	2件	2件	2件
（2）③地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	5回	6回	6回	6回

目標達成に向けた取組方策

- 相談支援事業所と各種サービス事業所との連携に関する取組を支援します。
- 相談支援専門員の知識・技能向上のため、国・県や関係機関が実施する研修等を活用できるよう支援するとともに、相談支援専門員の確保に努めます。

（７）障害福祉サービスの質を向上させるための取組

■国の基本指針■

令和５（２０２３）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

- （１）都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込む。
- （２）障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込む。

		令和２ (2020) 年度 ＜現状値＞	令和３ (2021) 年度	令和４ (2022) 年度	令和５ (2023) 年度
（１）都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数		—※１	８人	８人	８人
（２）障害者自立支援審査支払等システム※２による審査結果の共有	体制有無	—	—	—	—
	実施回数	—	—	—	—

※１ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため参加していない。

※２ 【障害者自立支援審査支払等システム】市町村の委託を受けた国民健康保険団体連合会が、障害福祉サービス提供事業所等の請求受付から市町村の支払いまで、一連の審査・支払い事務を行うための事務処理システムのこと。全国共通の審査支払いシステムを導入することにより、障害福祉サービス費等の請求・審査・支払い等の事務の効率化と平準化を図っている。

目標達成に向けた取組方策
○職員の資質向上を図るため、研修会等への参加を促進します。 ○障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、広域で実施することにより効率化が図れるものと考えられることから、市単独での実施は見込んでいません。

3 その他の活動指標

(1) 発達障がい者等に対する支援

■国の基本指針■

- (1) 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
- (2) 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- (3) 現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

	令和2 (2020) 年度 ＜現状値＞	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
(1) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（累積）	1人	2人	3人	4人
(2) ペアレントメンターの人数（累積）	1人	2人	3人	4人
(3) ピアサポート活動におけるピアサポーター参加人数	—※	2人	3人	3人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施していない。

目標達成に向けた取組方策

- 発達障がいの早期発見・早期支援のためには、保護者等が発達障がいの特性を十分に理解し、その対応に必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう支援することが必要です。ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなど、引き続き、適切な発達支援を行う体制の整備を図ります。
- アンケート調査結果では、他の障がいのある人の悩みなどを聞く取組に対して、約4割が参加への意向を示しており、特に18歳未満の参加意向が高く、今後のピアサポート活動の充実が必要となっています。引き続き、ピアサポート活動の内容を分かりやすく周知し、活動を促進する体制の整備に努めます。

第3章 第6期障がい福祉計画

1 障害福祉サービスの見込量

障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障がい者を取り巻く現状の変化や第5期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障がい者ニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

(1) 訪問系サービス

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2(見込) (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
居宅介護	人/月	69	77	75	80	84	88
	時間/月	1,461	1,561	1,510	1,600	1,680	1,760
同行援護	人/月	10	11	10	11	11	11
	時間/月	208	181	120	198	198	198
重度訪問介護	人/月	2	3	4	4	4	4
	時間/月	439	561	700	720	740	760
行動援護	人/月	2	2	2	2	2	2
	時間/月	37	40	25	40	40	40
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合 計	人/月	83	93	91	97	101	105
	時間数/月	2,145	2,343	2,355	2,558	2,658	2,758

確保の方策

- 利用者への適切な支援を図るため、相談支援事業所などと連携しながら、必要な情報を提供できる体制を整備します。
- 障がいについての理解を深め、地域で支え合い助け合う地域共生社会の実現に向け、地域自立支援協議会等で地域生活支援拠点の整備に向けた協議を行います。

(2) 日中活動系サービス

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2(見込) (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
療養介護	人/月	8	8	7	7	7	7
生活介護	人/月	127	128	130	131	132	133
	人日/月	2,431	2,502	2,550	2,555	2,574	2,594
短期入所 (福祉型)	人/月	24	26	18	28	29	30
	人日/月	119	113	100	126	130	135
短期入所 (医療型)	人/月	1	1	0	1	1	1
	人日/月	14	1	0	1	1	1
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	1	4	2	2	2
	人日/月	5	11	40	20	20	20
就労移行支援	人/月	4	3	8	4	4	4
	人日/月	64	61	130	64	64	64
就労継続支援 (A型)	人/月	58	58	55	57	57	57
	人日/月	1,096	1,086	1,060	1,083	1,083	1,083
就労継続支援 (B型)	人/月	108	114	120	121	123	125
	人日/月	1,835	1,981	2,020	2,057	2,091	2,125
就労定着支援	人/月	1	1	0	1	2	2

確保の方策

【施設による日中活動サービス】

○社会福祉協議会、福祉施設や事業所等との連携を強化し、サービスの実施主体の確保に努めます。

○短期入所の利用を希望する障がい者が多いことから、緊急時の利用や医療援助等のニーズにも対応したサービス提供体制の整備に努めます。

【就労支援（就労移行支援・就労継続支援）】

○県、公共職業安定所、就労継続支援事業所、高齢・障害・求職者雇用支援機構、障害者就業・生活支援センター、高等技術専門校等の関係機関と連携し、情報の共有を図りながら、職場の拡大や雇用の継続を推進します。

○多様な就労の場の確保を促進するとともに、県、周辺市町との連携を図りながら、精神障がい者の地域移行及び就労移行に努めます。

【就労移行支援及び就労定着支援】

○新規利用を促進し、一般就労へ移行できるよう企業への障がい者雇用拡大に向けた働きかけを行います。

(3) 居住系サービス

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2(見込) (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
グループホーム (共同生活援助)	人/月	23	23	26	28	30	32
施設入所支援	人/月	60	61	62	62	61	60
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1

確保の方策

○施設入所支援については、障害支援区分に基づき、必要な人が入所できるよう適切な支援に努めます。

(4) 相談支援

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2(見込) (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
計画相談支援	人/月	69	76	80	85	90	95
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

確保の方策

○計画相談支援については、今後も増加が見込まれることから、相談支援専門員の育成に努め、相談支援事業者の参入を促進します。

○地域移行支援・地域定着支援について、相談支援の普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携強化に努めます。

2 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

サービス種類		単位	第5期実績値			第6期見込量		
			平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2(見込) (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	無	無	無	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	委託事業所数	0	0	0	0	0	0
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施の有無	無	無	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		利用者数/年	2	1	1	2	2	3
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	延入/年	291	319	26	144	144	144
		利用件数/年	3	4	3	3	3	3
	要約筆記者派遣事業	延入/年	2	6	4	10	10	10
		利用件数/年	2	2	2	2	2	2
	手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0	1	1	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付件数/年	2	2	2	2	3	4
	自立生活支援用具	給付件数/年	7	8	6	8	8	8
	在宅療養等支援用具	給付件数/年	5	7	8	8	8	8
	情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	11	4	6	8	8	8
	排せつ管理支援用具	給付件数/年	353	398	450	460	470	480
	居宅生活動作補助用具(在宅改修費)	給付件数/年	1	1	3	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業		修了者数	8	7	9	10	10	10
移動支援事業		実施箇所数	27	26	27	27	28	28
		利用者数/年	38	44	44	45	47	49
		延利用時間/年	2,937	2,940	2,500	2,970	3,102	3,234
地域活動支援センター		実施箇所数	1	1	1	1	1	1
		利用者数/月	4	4	4	10	10	10

確保の方策

- 基幹相談支援センターにおいて、相談支援体制の強化に取り組み、相談支援事業の充実を図ります。身体・知的・精神の3障がいのみならず、高次脳機能障がい、難病などについても、各種ニーズに対応できるよう、地域自立支援協議会の機能及び相談支援の充実を図ります。地域の相談支援事業者等との連携強化に取り組み、研修会や事例検討会等を定期的に開催し、相談支援体制の強化に努めます。
- 社会福祉協議会の法人後見事業を支援するなど、成年後見制度の周知と利用促進に努めます。
- 意思疎通支援事業については、圏域での協力体制を維持し、事業の実施及び質の向上を図ります。
- 日常生活用具給付等事業については、障がい者手帳交付時などに制度説明を行うとともに、相談支援専門員等と連携して利用希望者やニーズを把握し、対象者への情報提供の充実に努めます。

(2) 任意事業

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2(見込) (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
日中一時支援事業	実施箇所数	14	14	16	16	16	16
	人/年	64	68	60	72	76	80
	回/年	531	568	500	576	608	640
タイムケア事業	人/月	25	20	17	20	20	20
	回/月	106	79	64	80	80	80
訪問入浴サービス事業	人/年	0	0	0	1	1	1
生活サポート事業	人/年	0	0	0	1	1	1
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	2	0	1	1	1	1
自動車改造費助成事業	件/年	1	1	1	1	1	1

確保の方策

- 事業所の新規参入や利用定員拡大のための支援を行い、サービスの利便性向上を推進するとともに、市のホームページや広報紙等を通じてサービスの周知を図ります。
- 日中一時支援事業については、介護者の一時的な休息を確保し、介護負担の軽減に努めます。
- 利用実績が少ない自動車運転免許取得費や改造費助成事業について、引き続き社会参加促進事業として実施します。また、訪問入浴サービス事業や生活サポート事業等、利用実績のない事業については、利用希望者の適切な把握と事業の周知に努め、サービスの活用を推進します。

第4章 第2期障がい児福祉計画

1 障がい児福祉サービスの見込量

(1) 障害児通所支援

サービス種類	単位	第1期実績値			第2期見込量		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2(見込) (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
児童発達支援	人/月	26	32	35	37	39	41
	人日/月	225	263	250	296	312	328
医療型児童 発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人/月	86	96	110	113	119	131
	人日/月	1,057	1,233	1,350	1,412	1,487	1,637
保育所等 訪問支援	人/月	1	2	4	5	6	7
	人日/月	1	3	6	8	9	11
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	1	0	1	1	1
	人日/月	0	1	0	1	1	1
医療的ケア児に 対する関連分野の 支援を調整する コーディネーター 配置数	人	1	2	2	2	3	4

(2) 障害児相談支援

サービス種類	単位	第1期実績値			第2期見込量		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2(見込) (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
障害児相談支援	人/月	24	28	30	31	32	33

確保の方策

- 発達障がい児等の早期発見・早期対応ができる各種サービスの充実と、切れ目のないサービス提供体制の整備に努めます。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスについては、本計画期間において需要の増加が見込まれることから、障害児通所支援事業所等との連携を強化するとともに、サービス提供事業所の確保・充実に努めます。
- 早期発見・早期療育を推進するため、母子保健事業や保育園などにおいて支援が必要な子どもの状況把握に努め、家族などの理解を得ながら適切な療育につなげます。
- 医療的ケア児に対する支援が適切に行える人材を確保するため、県が実施するコーディネーター養成研修などへの参加を促進します。
- 障がい児の子ども・子育て支援については「第2期 東温市子ども・子育て支援事業計画」との施策連携を図るとともに、関係機関との情報共有を図り、支援体制の構築を推進し、地域での対応力向上に努めます。

第4部 計画の推進に当たって

1 計画の周知

本計画の推進に当たっては、行政、市民、サービス提供事業所等の関係機関が連携・協働しながら取り組むことが重要です。そのため、広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、本計画に基づく事業の実施内容について広く周知を図ります。また、あらゆる機会を通して、障がいのある人やその家族、関係者等からの意見やニーズを把握し、施策への反映を図ります。

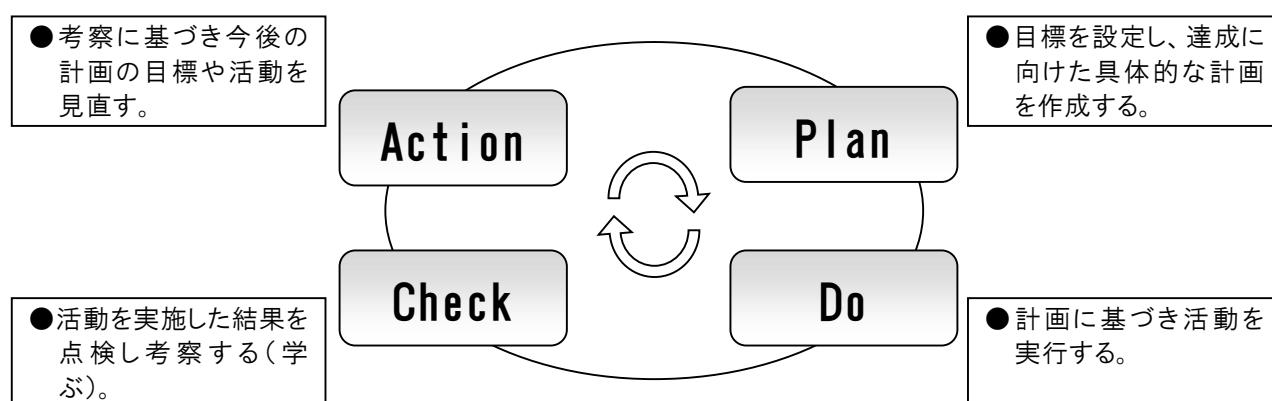
2 庁内推進体制の充実

障がい者福祉に係る取組は、障がいへの理解促進に向けた啓発活動をはじめ、福祉サービスの提供などのほか、医療・保健、学校教育や生涯学習、労働など庁内の多様な事業分野と関わりがあります。本計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が十分に連携を図りながら、分野横断的に様々な取組を進めていきます。

3 計画の進行管理

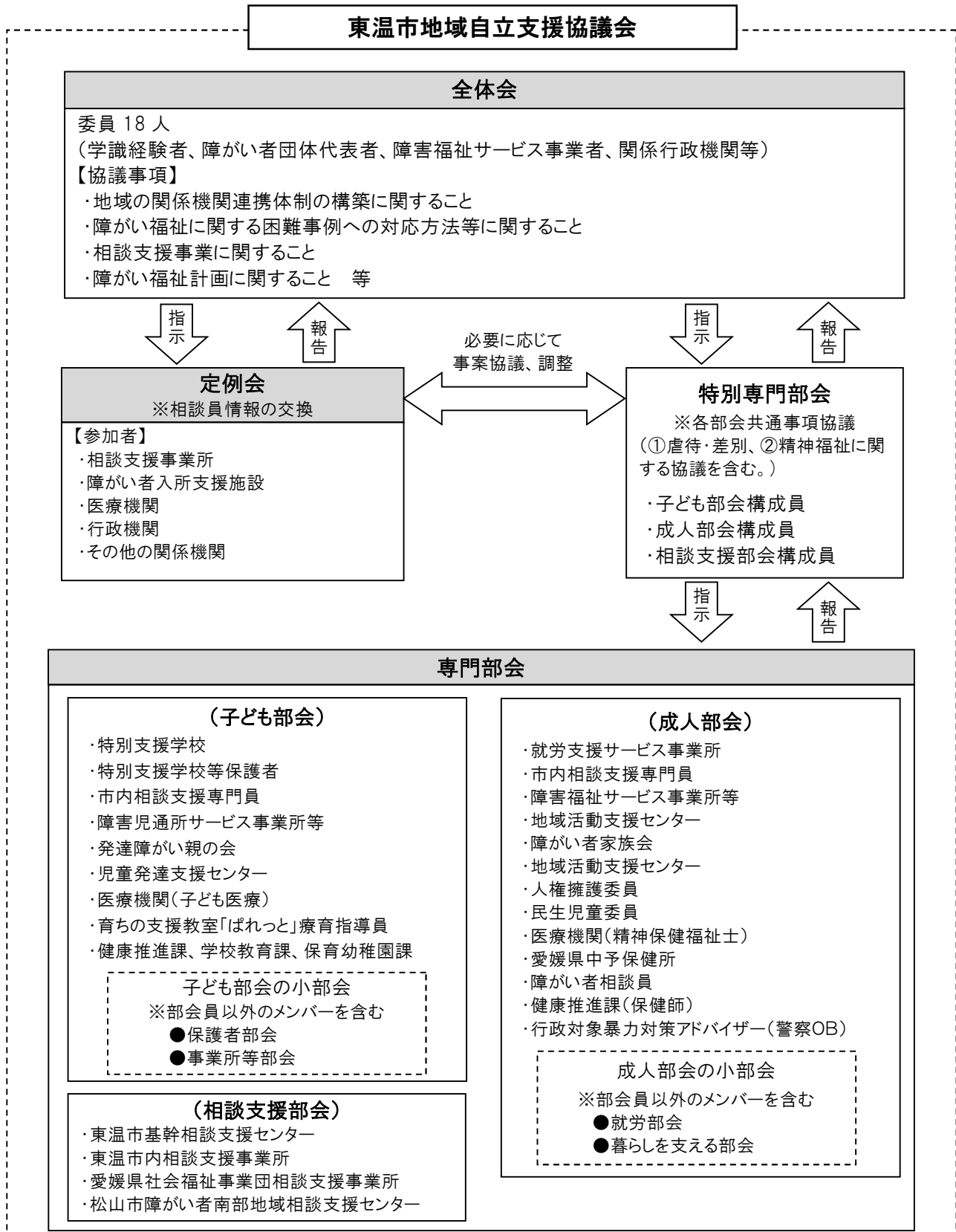
障がい者福祉につながる施策を着実に推進するため、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCA）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次期施策に生かすための改善策を図ります。

【PDCAサイクルのイメージ】



4 地域自立支援協議会との連携

医療機関や教育機関、雇用関係、施設関係者、市民等により構成される「東温市地域自立支援協議会」との連携を強化し、地域ネットワークづくりや市内の社会資源に関すること、関係機関との連携の在り方等について検討します。



資料編

1 策定経過

期日	項目	内容
令和2（2020）年 6月	東温市障がい者基本計画 等策定委員への意見照会	・ 市民アンケート調査内容について
令和2（2020）年 7月～8月	アンケート調査等	・ 市民アンケート調査の実施 ・ 関係団体等ヒアリング調査の実施
令和2（2020）年 9月28日（月）	第1回 東温市障がい者 基本計画等策定委員会	・ 計画の概要について ・ 策定スケジュールについて ・ 各調査結果から読み取れる現状と課題について ・ 基本計画の施策体系について
令和2（2020）年 11月30日（月）	第2回 東温市障がい者 基本計画等策定委員会	・ 障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画及び 第2期障がい児福祉計画の素案について
令和3（2021）年 1月25日（月）	第3回 東温市障がい者 基本計画等策定委員会	・ 障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画及び 第2期障がい児福祉計画の計画案について
令和3（2021）年 1月～2月	パブリックコメント	・ 障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画及び 第2期障がい児福祉計画の計画案について

2 東温市障害者基本計画等策定委員会規則

(平成 24 年 12 月 28 日規則第 66 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東温市附属機関設置条例(平成 24 年東温市条例第 2 号。)第 3 条の規定に基づき、東温市障害者基本計画等策定委員会(以下「委員会」という。)の構成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、地域の実情を反映した障害者基本計画等(以下「計画」という。)が、総合的かつ体系的に策定されるよう調査及び審議し、その意見を答申する。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害福祉サービス事業者を代表する者
- (3) 障害者又は市民を代表する者
- (4) 委託相談支援事業所を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を 1 人置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委員会の目的が達成されたときまでとする。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 東温市障がい者基本計画等策定委員会委員名簿

(任期) 令和2年5月13日～令和3年3月31日

(順不同、敬称略)

区分	役職名	氏名	備考
1号委員	東温市医師会会長	中 野 敬	
	東温市議会文教市民福祉委員会委員長	松 末 博 年	任期（令和2年11月16日まで）
	東温市議会文教市民福祉委員会委員長	近 藤 千枝美	任期（令和2年11月17日から）
2号委員	障害者支援施設三恵ホーム施設長	佐 伯 守	
	しげのぶ清愛園園長	宇都宮 浩 司	
	社会福祉法人馴鹿 アイセल्प施設長	八 木 和 夫	
	重信更生園施設長	西 村 洋 子	
3号委員	東温市民生児童委員協議会会長	渡 部 元 衛	
	東温市身体障害者協会会長	伊 賀 功	
	東温市知的障害児者・親の会ふきのとう会長	川 上 光 子	
	東温市肢体不自由児・者父母の会会長	窪 田 美 治	
	東温市精神障害者地域家族会会長	高須賀 千 草	
	東温市視覚障害者協会会長	白 戸 美由紀	
4号委員	東温市社会福祉協議会会長	藤 原 弘	会長
5号委員	愛媛県中予保健所健康増進課長	倉 田 朋 子	
	愛媛県立しげのぶ特別支援学校校長	宮 本 祥 恵	
	愛媛県立みなら特別支援学校校長	稲 荷 邦 仁	副会長
	東温市小中学校校長会会長	富 永 俊 樹	
6号委員	東温市特別支援教育アドバイザー	渡 部 徹	

1号委員：学識経験を有する者

2号委員：障害福祉サービス事業者を代表する者

3号委員：障害者・市民を代表する者

4号委員：委託相談支援事業所

5号委員：関係行政機関の職員

6号委員：その他市長が必要と認める者

4 用語解説

用 語	説 明
【あ行】	
育成医療	身体に障がいがあるか、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる 18 歳未満の児童を対象に、その障がいの治癒又は軽減するための医療を受ける場合に、医療費の自己負担を軽減する制度のこと。
移動支援	一人で移動することが困難な人に、自立した日常生活や社会参加のための外出の支援を行うサービスのこと。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスのこと。
医療型障害児入所支援	障がい児入所施設や指定医療機関に入所などをする児童に対して、保護・日常生活の指導、知識や技能の付与や治療を行うサービスのこと。
医療的ケア	喀痰吸引や経鼻経管栄養等の日常生活に必要とされる医療的な行為のこと。
インクルーシブ教育（インクルーシブ教育システム）	障がいのある子どもと障がいのない子どもが、お互いに尊重し、支え合いながら学ぶことができる教育の仕組みのこと。障がいの有無にかかわらず初等中等教育の機会が与えられることや、障がいのある子どもに対する合理的配慮が提供されることなどが必要とされている。
【か行】	
基幹相談支援センター	障がいの種別や障がい者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な情報提供や助言を行い、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助などを行うサービスのこと。
居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴や排せつ、食事、洗濯、掃除等の介助を行うサービスのこと。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、外出することが非常に困難な児童の自宅を訪問し、日常生活に必要な動作の指導や、知識や技能を身に着けるための援助を行うサービスのこと。
計画相談支援	障がい福祉サービス等を利用するための、計画の作成や利用についての支援を行うサービスのこと。
高次脳機能障がい	一般に、外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等を指す。
更生医療	18 歳以上の身体障害者手帳を持っている人を対象に、その障がいを軽減又は悪化を防ぐための治療を行う場合に、医療費の自己負担を軽減する制度のこと。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動補助などを行うサービスのこと。
子ども部会の研修会・茶話会	発達に課題がある子どもや障がいのある子どもの家族が安心して生活できるよう、様々なテーマについて保護者や関係者から活発な意見を聞く場のこと。
【さ行】	
施設入所支援	主として夜間に、施設に入所する人に対し入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスのこと。
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスのこと。

用 語	説 明
児童福祉法	子どもの健やかな成長と最低限度の生活を保障するため、全ての児童が福祉を等しく保障される権利や支援を定めた法律のこと。障がい児の福祉サービスや基本的な考え方などを定めている。
重症心身障害	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態のこと。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護（ホームヘルプ）などのサービスを包括的に提供するサービスのこと。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動補助を行うサービスのこと。
就労移行支援	一般就労したい人に、一定の期間、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行うサービスのこと。
就労継続支援（Ａ型）	一般就労が困難な人が、働く場として事業所と雇用契約を結び、就労の機会や生産活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスのこと。
就労継続支援（Ｂ型）	一般就労が困難な人に、事業所と雇用契約を結ばずに、就労の機会や生産活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスのこと。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労した人に対して、日常生活や就労で困っていることについて、その問題の解決に必要な指導や助言などを行うサービスのこと。
障害支援区分	障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す６段階の区分のこと。区分１～６のうち区分６のほうが必要とされる支援の度合いが高い。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する児童に、サービスの利用開始時や更新・変更の前に利用計画案を作成するとともに、定期的に利用状況を検証し、サービス提供事業者との連絡調整を行うサービスのこと。
障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加を支援するための施策について、国及び地方公共団体の責務を規定し、障がい者の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律のこと。
障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のこと。全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律のこと。
障害者就業・生活支援センター	障がい者の職業的自立を実現するため、就業面と生活面において一体的な相談・支援を行う施設のこと。障がい者に対しては、就業に伴う生活の相談、基礎訓練、就職に向けた支援などを、また事業主に対しては、障がい者雇用についての相談支援などを行っている。
障害者自立支援審査支払等システム	市町村の委託を受けた国民健康保険団体連合会が、障害福祉サービス提供事業所等の請求受付から市町村の支払いまで、一連の審査・支払い事務を行うための事務処理システムのこと。全国共通の審査支払いシステムを導入することにより、障害福祉サービス費等の請求・審査・支払い等の事務の効率化と平準化を図っている。
障害者総合支援法	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。地域社会における共生の実現に向けて、個々のニーズに応じた福祉サービスの充実など、障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を定めた法律のこと。
障がい者相談員	障がい者やその家族に対し、生活上での様々な相談に応じ、各種サービス活用への助言や関係機関との連絡・調整を行う。

用 語	説 明
情 報 ア ク セ シ ビ リ ティ	障がいの有無にかかわらず、パソコンや携帯電話などをはじめとする多様な手段によって、円滑に情報の入手ができること。又は、その手段を円滑に利用できること。「アクセシビリティ」とは「利用のしやすさ」のこと。
ジョブコーチ	障がいのある人が仕事に適應できるように、職場で障がいのある人に付き添って支援を行ったり、会社側にかけあって障がいのある人が働きやすい環境をつくる人のこと。「職場適應援助者」とも呼ばれる。
自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスのこと。
自立支援医療	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと。
自立支援協議会	障害者総合支援法に基づき設置する協議会で「地方公共団体は、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」と規定される。
自立生活援助	障がい者施設などを利用していた人で、一人暮らしを希望する人に、必要な情報の提供や助言、支援を行うサービスのこと。
身体障害者手帳	身体上の障がいのある人に対して自治体が交付する手帳のこと。手帳には、障がいの種別や等級が表示されている。
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスのこと。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症や進行に関与する病気のこと。糖尿病、脂質異常症、高血圧、がん、脳卒中、心臓病などが含まれる。
精神障害者保健福祉手帳	何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に対して自治体が交付する手帳のこと。手帳には、障がいの等級が表示されている。
精神通院医療	統合失調症などの精神疾患を有する者のうち、通院による精神医療を継続的に要する者を対象に、心身の障がいを除去又は軽減するための医療について、医療費の自己負担を軽減する制度のこと。
成年後見制度	精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により物事の判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、後見人などがその人の権利や財産を守る制度のこと。
ソーシャルワーカー	心身に障がいがある人やその家族が福祉サービスを受けられるように、援助や提案を行う福祉のスペシャリストのこと。
【た行】	
タイムケア事業	特別支援学校などに通う障がい児を施設で預かることにより、放課後などの活動の場を提供するとともに、保護者の就労支援や家族の一時的な休息を目的とした事業のこと。
短期入所（ショートステイ）	介護する人が病気の時などに、障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを行うサービスのこと。
地域移行支援	施設・病院から退所・退院する障がい者に対して、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行うサービスのこと。

用 語	説 明
地 域 活 動 支 援 セ ン ター	地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を図り、障がい者等の地域における生活支援を行う施設のこと。
地域共生社会	制度や分野ごとの「縦割り」や「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、地域の住民同士が支え合い、助け合いながら、一人ひとりが生きがいや役割を持って活躍できる社会のこと。
地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支える仕組みを備えた拠点のこと。
地域生活支援事業	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が主体となって地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業で、必須事業と任意事業に区分される。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院等により単身での生活に移行した障がい者を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うサービスのこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される仕組みのこと。障がい者施策においても、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めている。
通級指導教室	小・中学校の通常学級に在籍する比較的障がいの程度が軽い児童生徒が、週に何時間かだけ障がい特性に合った個別指導を受ける教室のこと。
東温市避難行動要支援者避難支援	民生委員や区・自主防災組織の方が日頃から災害時に避難支援が必要な方を見守るために、登録者の情報を共有する制度のこと。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスのこと。

【な行】

内部障害	身体内部の臓器に障がいがあること。心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、H I Vによる免疫機能、肝臓機能のいずれかの障がいにより日常生活や社会生活に支障がある状態のこと。
難病	パーキンソン病や筋ジストロフィーなどの治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病のこと。
日中一時支援	日中、介護者の休息や不在のときに、見守りと日中活動の場を提供するサービスのこと。
農福連携	障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。
ノーマライゼーション	障がいのある人となない人が区別されることなく、社会生活を共にすることが本来の望ましい姿であるとする考え方のこと。また、それに向けた施策や活動のこと。

【は行】

発達障がい	生まれつき脳の発達に障がいがあることの総称で、通常、低年齢において発現し、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、学習障がい(LD)、チック(症)、吃音(症)などに分類される。
バリアフリー	高齢者や障がい者が社会生活を送る上で障壁(バリア)となるものを取り除く(フリー)こと。物理的な障壁だけでなく、高齢者、障がい者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁など、日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去するという考え方のこと。

用 語	説 明
ピアカウンセリング	障がい者が自らの体験に基づいて、他の障がい者の悩みなどを聞く取組のこと。
ピアサポート	同じ問題や環境を体験する人が、対等な関係性の仲間で支え合うこと。
福祉型障害児入所支援	障がい児入所施設に入所する児童に対して、保護・日常生活の指導、知識や技能の付与を行うサービスのこと。
ペアレントトレーニング	障がいがある子どもに専門家が直接支援するのではなく、親が支援者的な役割を担うことができるように親に対して専門家が行う支援のこと。
ペアレントプログラム	保護者が子どもとのより良い関わり方を学び、子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援するグループによるプログラムのこと。
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子どもを育てる経験をし、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスのこと。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休校日に、施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行うサービスのこと。
ホームヘルパー	障がいや高齢等で日常生活を営むことに支障のある人のいる家庭を訪問し、家事の援助や身体介助などの支援を業務とする職種のこと。
【や行】	
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、性別、年齢などに関係なく、全ての人が使いやすく、分かりやすいように製品、建物、施設等をデザインすること。
要約筆記	聴覚障がい者のためのコミュニケーション支援の一つで、話されている内容を要約し、文字にして伝えること。
【ら行】	
療育	「療」は医療・治療、「育」は教育を意味しており、障がいのある児童等に対し、個々の発達の状態や障がい特性に応じて、社会的に自立して生活できるように支援すること。
療育手帳	知的障がいのある人に対して自治体が交付する手帳のこと。手帳には、障がいの程度等が表示されている。
療養介護	医療が必要で常に介護を必要とする人に、主に昼間に病院などで、機能訓練や療養上の管理、看護などを提供するサービスのこと。

**東温市障がい者基本計画
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画**

発 行／令和3（2021）年3月
発 行 者／愛媛県 東温市
問 合 せ 先／東温市 市民福祉部 社会福祉課
〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1
TEL（089）964-4406
FAX（089）964-4446
